

江東区こども計画 【骨子案】

令和7年度～令和11年度

令和〇年〇月



はじめに

(区長あいさつ挿入)

目次

第1章 はじめに ～計画の策定にあたって～	1
1-1 計画の背景・主旨	1
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 計画の対象	4
1-4 計画の期間	5
1-5 計画の策定体制	5
第2章 江東区のこども・若者を取り巻く環境	6
2-1 統計からみる現状	6
2-2 現行計画の進捗状況	25
2-3 令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要	36
第3章 計画の基本的な方針	43
3-1 計画の基本理念	43
3-2 計画の基本目標	45
3-3 計画の指標	47
第4章 施策の展開	48
第5章 教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策	50
5-1 圏域の設定	51
5-2 年少人口の予測	51
5-3 教育・保育事業の見込み・確保方策	51
5-4 地域こども・子育て支援事業の見込み・確保方策	52
5-5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	52
第6章 計画の推進体制	53
6-1 計画の推進体制	53
6-2 進捗管理	53
資料編	53

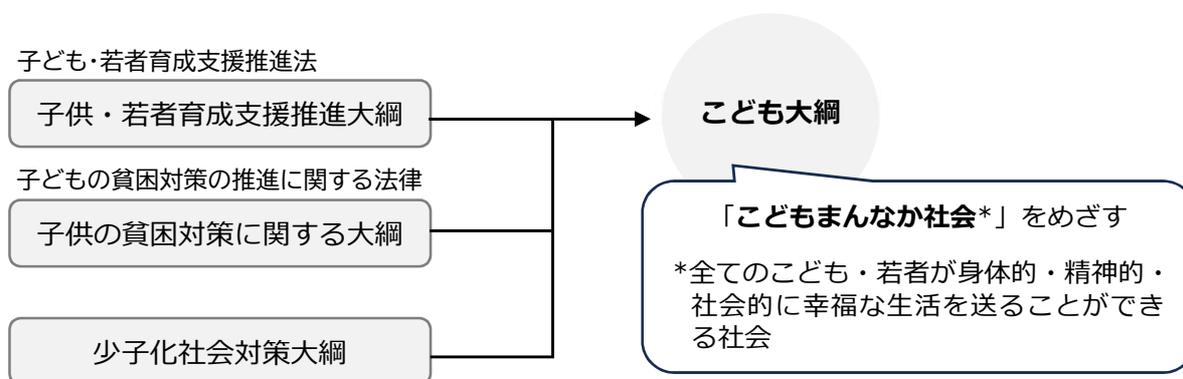
第1章 はじめに ～計画の策定にあたって～

1-1 計画の背景・主旨

江東区では、こどもの最善の利益が尊重され、地域みんなの支えあいのもとに喜びを感じながら安心して子育てができるまちを目指し、「子育て応援のまち こうとう」を基本理念とした「江東区こども・子育て支援事業計画(第2期:令和2年度～令和6年度)」を策定し、計画の着実な実行による子育て支援施策の推進に取り組んできた結果、令和4年度には待機児童ゼロを実現しました。

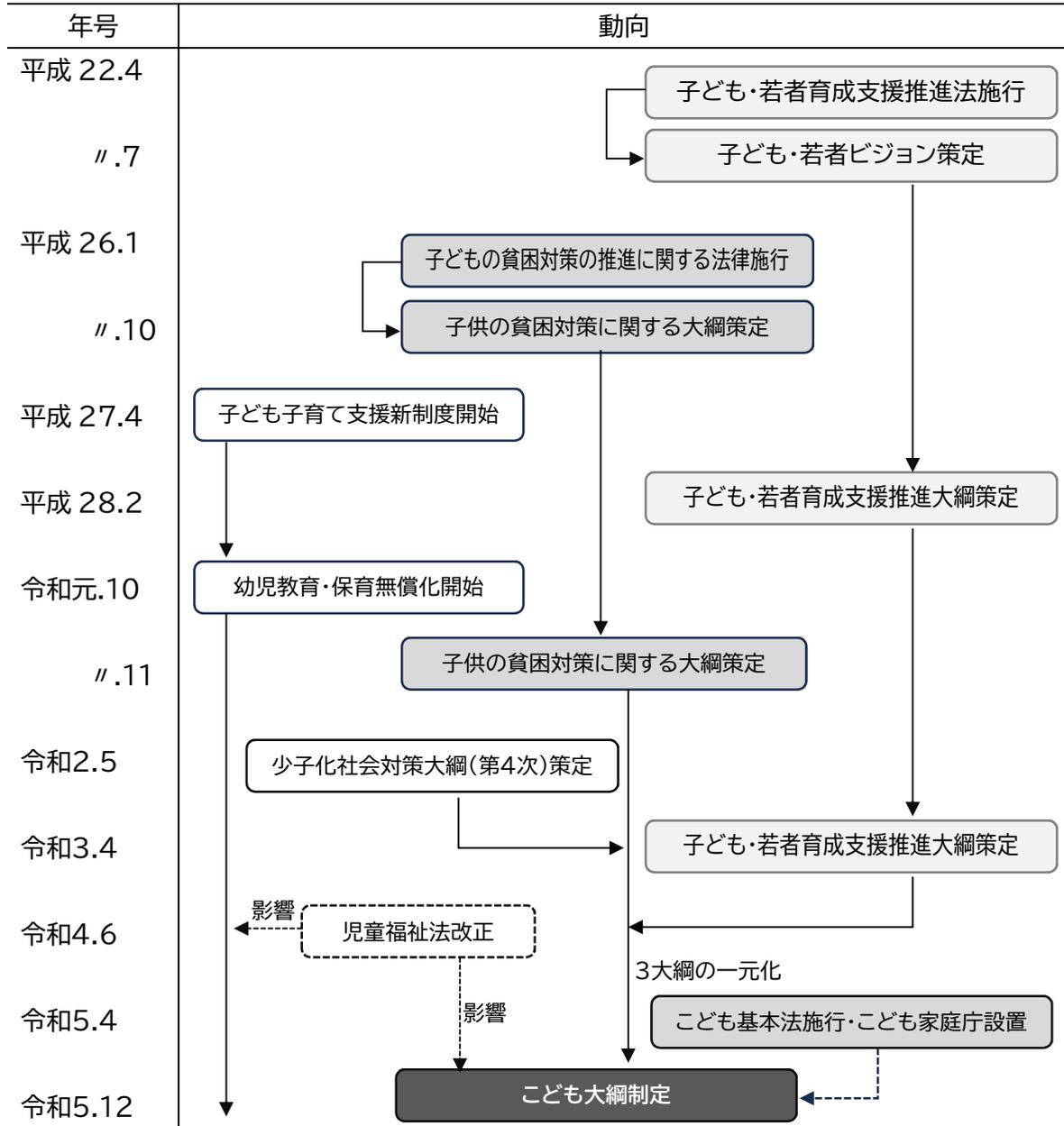
一方、長期計画(後期:令和7年度～令和11年度)における今後の人口見通しでは、これまで増加していた年少人口(0～14 歳)について今後減少が見込まれるなど、本区のこどもを取り巻く環境は大きく変化し、新たな局面を迎えております。

このような中で、令和5年4月1日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、こども家庭庁が創設され、「こども基本法」が施行されました。同法第10条では、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることが規定されました。同年12月22日には、従来からあった「少子化社会対策大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」の3大綱を一元化し、こども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。



これらの背景を踏まえ、こども・若者施策を総合的に推進するため、令和6年度をもって計画期間が終了する現行の第2期「江東区こども・子育て支援事業計画」に代わり、新たに「江東区こども計画」(以下「本計画」という。)として策定するものです。

■こども政策の国の動向概要(参考資料)

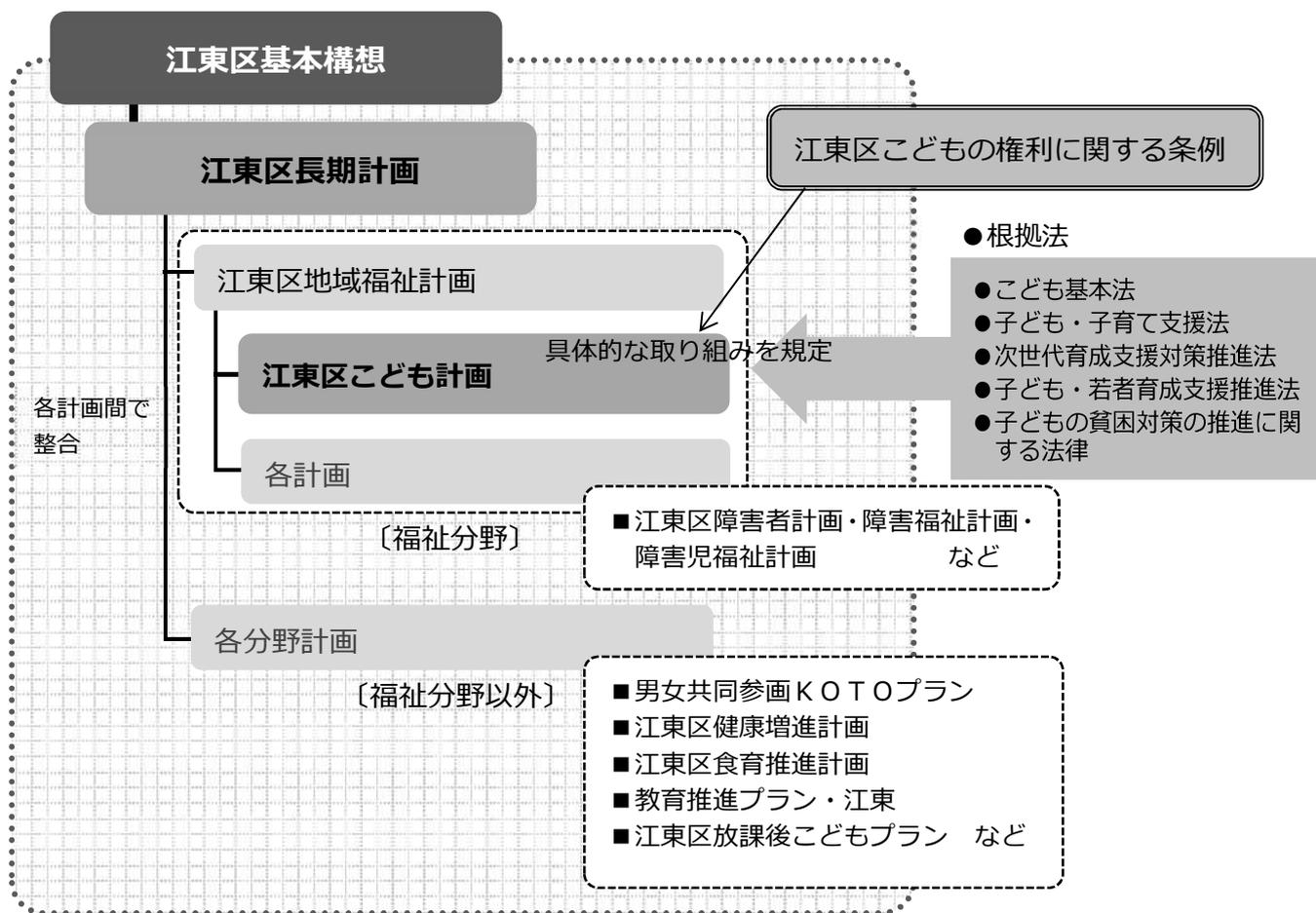


1-2 計画の位置づけ

本計画は、区の最上位計画である「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」のうち、子ども・若者に関する部門別計画として策定し、福祉分野の上位計画である「江東区地域福祉計画」や関連する他の部門別計画との整合を図り、一体的・総合的に計画を推進します。

また、本計画は、「こども基本法」第 10 条に基づく「市町村こども計画」、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条に基づく「市町村子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条に基づく「市町村計画」として策定するものです。

さらに、「江東区こどもの権利に関する条例」(令和7年4月1日施行(予定))の具体的な取り組みを定める計画としても位置付け、こどもの健やかな育ちを支えていくため歩みを進めていきます。



1-3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね 18 歳までとし、切れ目のない支援が必要な場合など、施策によってはそれ以上の年齢の若者も対象とします。

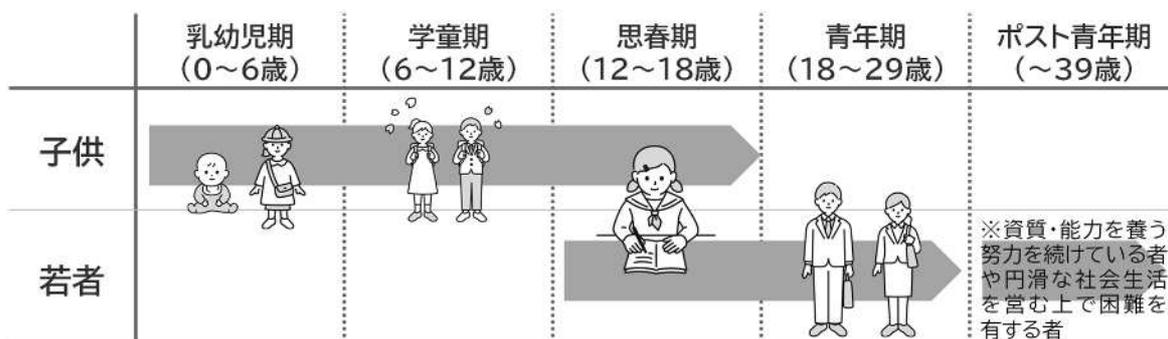
また、「子育て当事者」も対象とするほか、子ども・若者・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

参考)子ども大綱による定義

子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

*「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示します。なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「子ども」と「若者」は重なり合う部分がありますが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

■子ども・若者のライフステージ(イメージ)



1-4 計画の期間

本計画の期間は令和7(2025)年度から令和 11(2029)年度の5か年とし、国の制度改正などの必要に応じて途中年度において見直しをするものとします。

1-5 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法の第31条第2項、第43条第3項及び第61条第7項の規定に基づき、「江東区子ども・子育て会議」を設置し、計画に関する意見を伺いながら策定しました。

また、庁内においては「江東区子ども・子育て支援推進委員会」(関係部長級で構成)及び「幹事会」(関係課長級で構成)を設置し、計画の策定に関する連絡調整及び各所管間の連携を図りながら策定しました。

そのほか、計画の策定にあたっては子育て世帯や青少年の実態、こどもの貧困をめぐる実態を把握するために区民アンケート及び関係団体ヒアリング、子ども(小学校4年生から18歳まで)を対象としたワークショップを複数回開催し意見聴取を実施しました。

第2章 江東区の子ども・若者を取り巻く環境

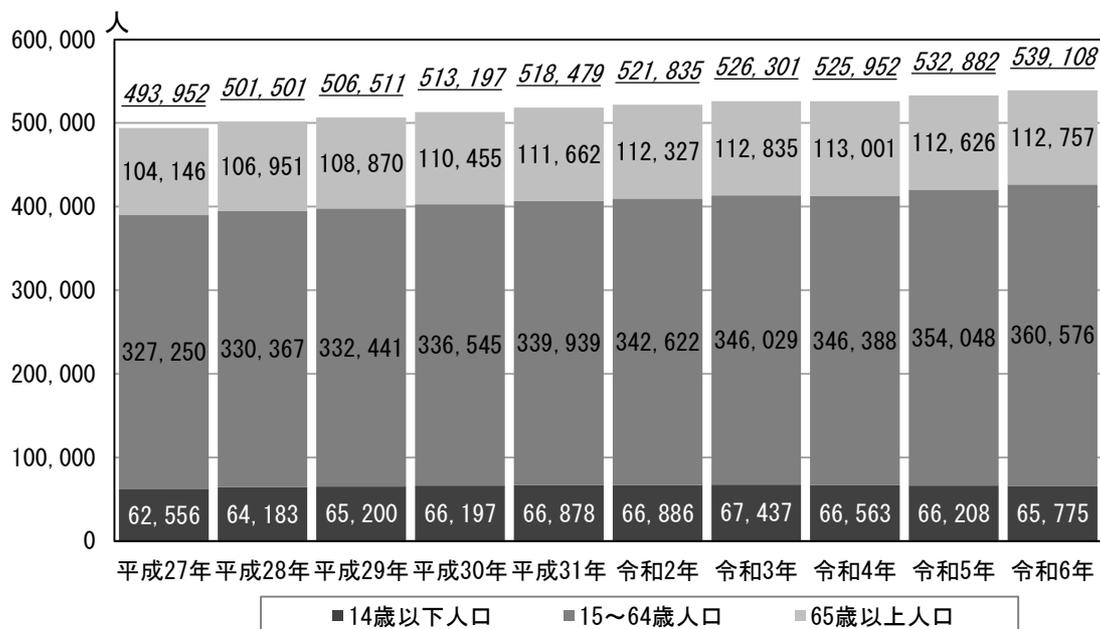
2-1 統計からみる現状

(1) 総人口の推移

本区の人口は増加し続けており、平成 28 年には 50 万人に達し、令和6年1月1日時点で約 54 万人となっています。

年齢3区分別で見ると、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は増加傾向にありますが、65 歳以上の高齢者人口はほぼ横ばい、14 歳以下の年少人口は令和3年をピークに減少傾向にあります。年少人口の割合については、全国、都や区部よりも高くなっています。

図表 1 総人口及び年齢 3 区分別人口の推移（各年 1 月 1 日時点）



出典：住民基本台帳人口調査集計表

図表 2 年齢 3 区分別人口構成比の比較（令和 6 年 1 月 1 日時点）

単位：%	江東区	区部	都	全国
年少人口(0～14歳)	12.2	10.8	11.1	11.3
生産年齢人口(15～64歳)	66.9	67.9	66.3	59.5
老年人口(65歳以上)	20.9	21.2	22.6	29.2

※構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%とならない場合がある。

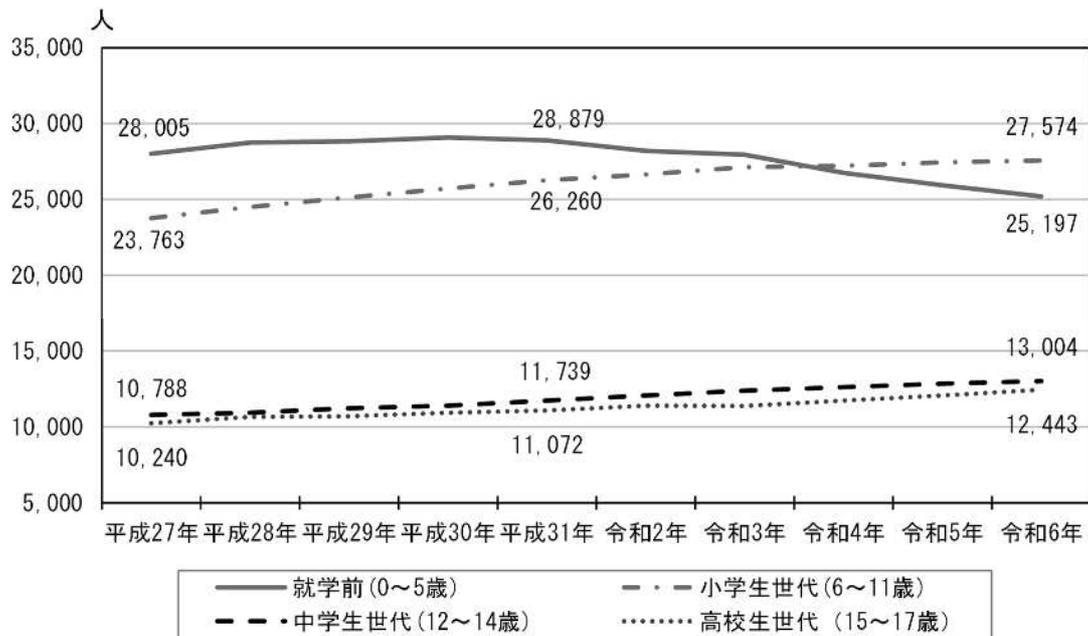
出典：全国は総務省統計局の人口推計、その他は東京都統計局の住民基本台帳による東京都の世帯と人口

(2)年代別(未成年)人口の推移

年代別の未成年人口(18歳未満)の推移をみると、就学前(0～5歳)人口は、平成30、31年の約29,000人をピークに減少傾向にあり、令和6年1月1日時点で25,197人となっています。

一方、小学校世代、中学生世代、高校生世代はいずれも増加傾向にあります。

図表3 年代別未成年人口の推移(各年1月1日)



出典：住民基本台帳人口調査集計表

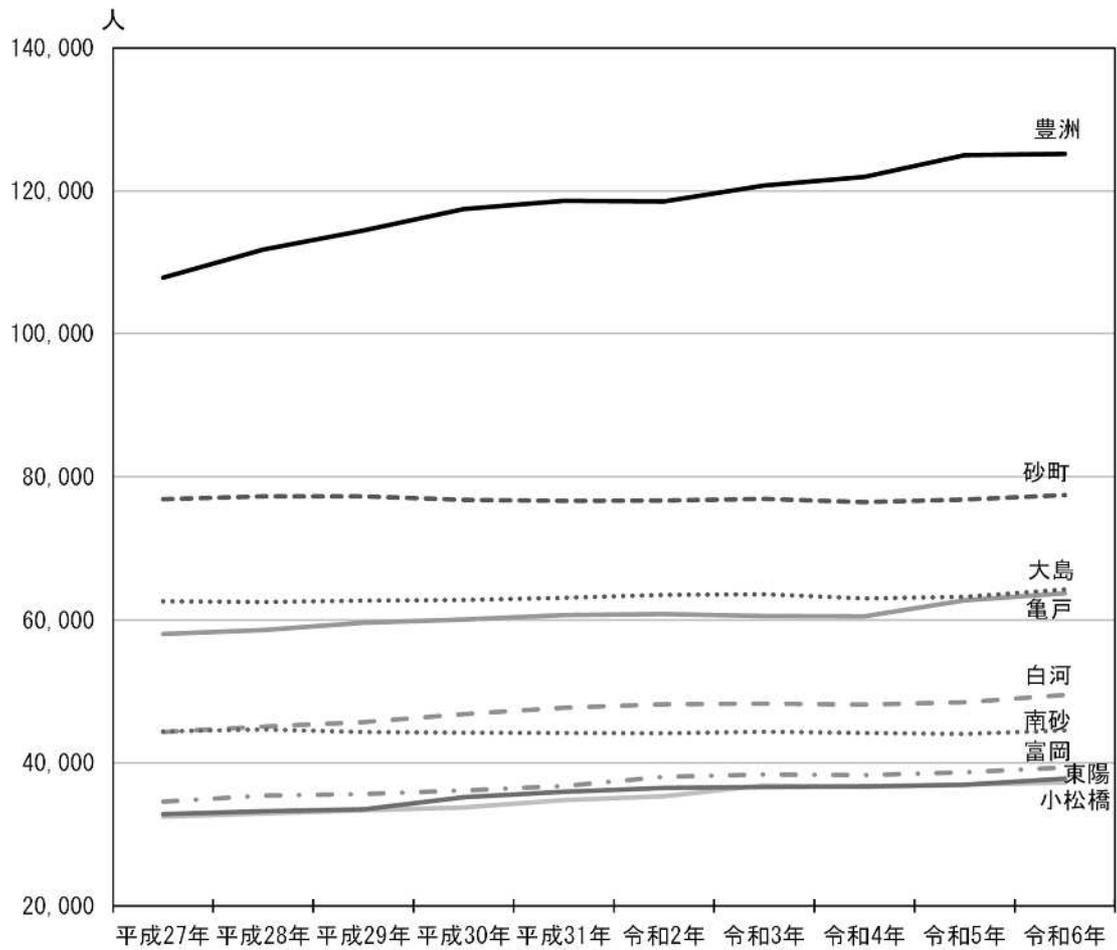
図表4 年代別未成年人口の増減率

単位：%	就学前(0～5歳)	小学生世代(6～11歳)	中学生世代(12～14歳)	高校生世代(15～17歳)
増減率 (平成31年から令和6年)	-12.7	5.0	10.8	12.4

(3) 地区別人口の推移

地区別人口の推移をみると、「砂町地区」と「南砂地区」はほぼ横ばいでの推移となっていますが、そのほかの地区ではいずれも増加傾向にあります。なお、「豊洲地区」は著しく増加していましたが、令和5年から令和6年にかけてはほぼ横ばいでの推移となっています。

図表 5 地区別人口の推移（各年1月1日時点）

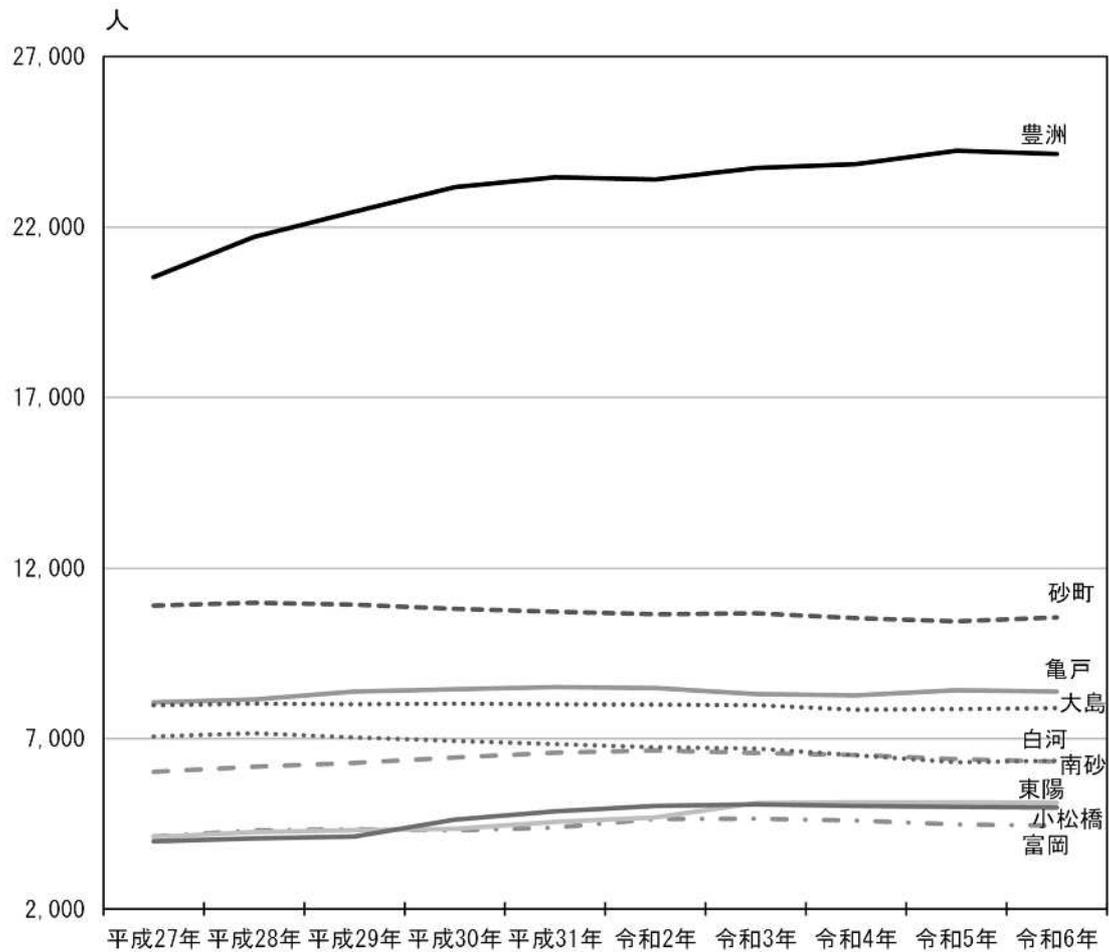


出典：住民基本台帳人口調査集計表

(4)地区別年少人口の推移

地区別の年少人口(0～14歳)の推移をみると、「豊洲地区」では近年まで増加傾向にありましたが、直近5年でみるといずれの地区においてもほぼ横ばいでの推移となっています。

図表 6 地区別年少人口の推移



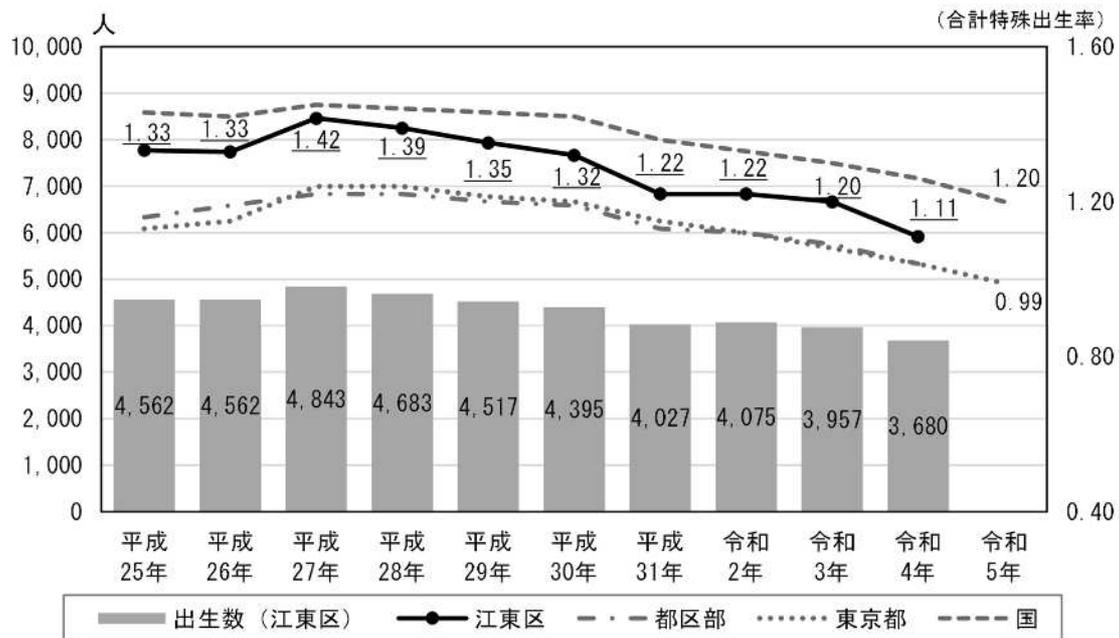
出典：住民基本台帳人口調査集計表

(5) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本区の出生数は平成 27 年の 4,843 人をピークに減少局面に入り、令和 4 年時点では 3,680 人となっています。

合計特殊出生率についても平成 27 年の 1.42 をピークに減少し、令和 4 年時点で 1.11 となっています。東京都や都区部よりは高い水準であるものの、全国を下回る水準が続いています。

図表 7 出生数と合計特殊出生率の推移（全国・都・区部比較）※全国・都の令和 5 年は概数



出典：全国は厚生労働省の人口動態統計、その他は東京都福祉保健局の人口動態統計

図表 8 23 区の合計特殊出生率高位順（令和 4 年時点）

順位	自治体	率	順位	自治体	率	順位	自治体	率
1	中央区	1.31	7	品川区	1.11	16	台東区	0.99
-	国	1.26	10	北区	1.06	16	渋谷区	0.99
2	港区	1.21	10	足立区	1.06	18	世田谷区	0.98
3	千代田区	1.18	-	東京都	1.04	19	杉並区	0.95
4	荒川区	1.17	-	都区部	1.04	20	新宿区	0.93
5	江戸川区	1.15	12	大田区	1.04	20	豊島区	0.93
6	葛飾区	1.13	12	練馬区	1.04	22	中野区	0.92
7	江東区	1.11	14	墨田区	1.00	22	板橋区	0.92
7	文京区	1.11	14	目黒区	1.00			

出典：東京都福祉保健局の人口動態統計

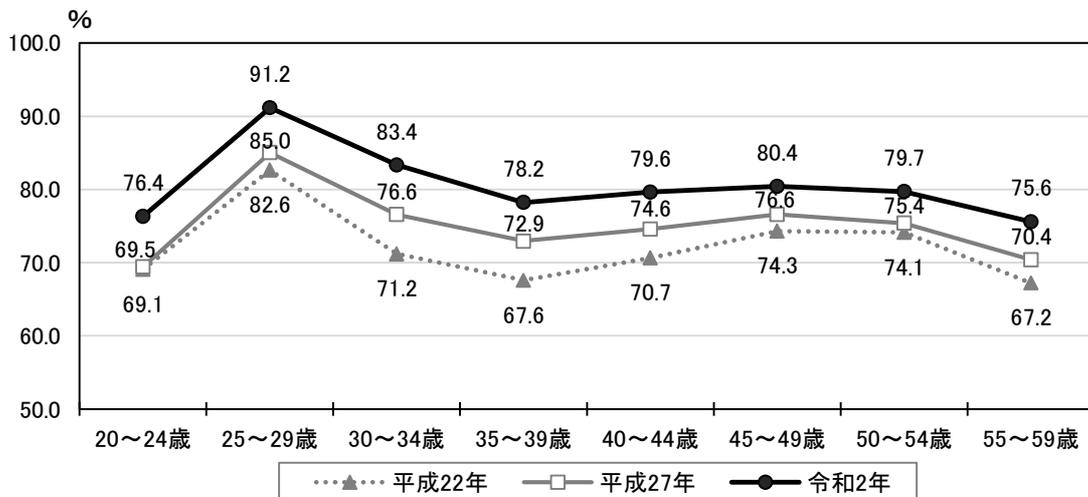
(6)女性の労働力率の推移

女性の労働力率は過去10年一貫して増加傾向にあり、特に20歳代後半は91.2%となっています。

また、こどものいる共働き夫婦世帯の割合も過去10年で増加し続けており、こどもの最少年齢1歳から5歳にかけて6割を超えています。

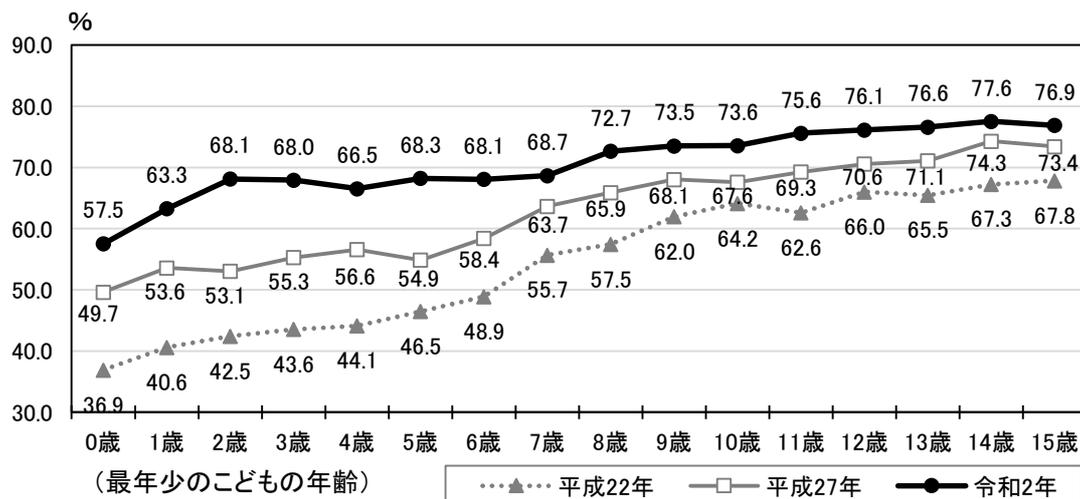
※労働力率：人口総数（労働力状態「不詳」を除く）に占める労働力人口（就業者数と完全失業者数の合計）の割合

図表9 女性の労働力率（年齢別）



出典：国勢調査

図表10 共働き夫婦世帯の割合（最年少のこどもの年齢別）



出典：国勢調査

(7)こどものいる世帯とひとり親世帯の推移

6歳未満親族のいる世帯数は平成 27 年から令和 2 年にかけて減少しています。一方で、父子家庭や母子家庭の世帯数は微増しています。

18 歳未満親族のいる世帯数は平成 22 年から令和 2 年にかけて増加しており、父子家庭や母子家庭の世帯数も増加しています。

図表 11 一般世帯総数とこどものいる世帯、ひとり親世帯の推移

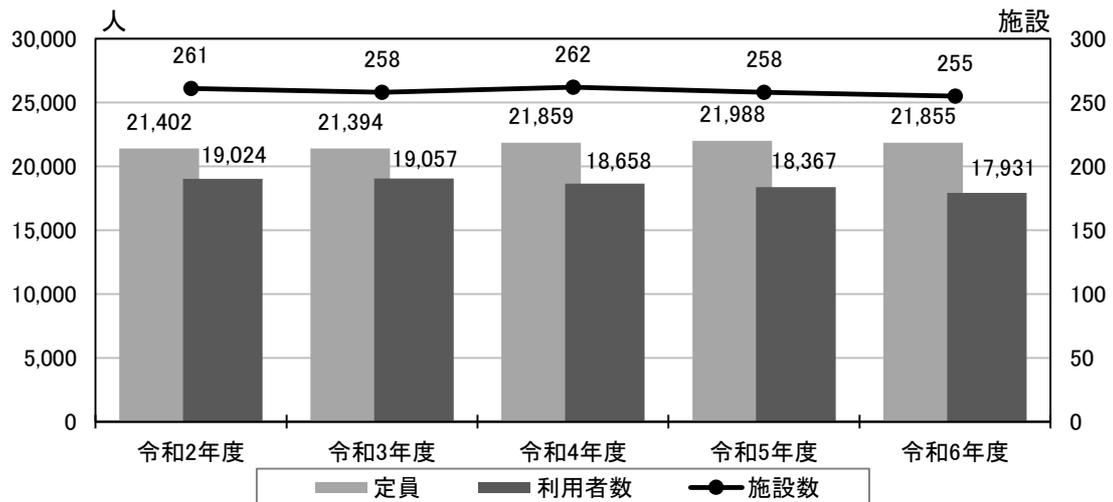
(単位:世帯)	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯総数	214,300	243,575	264,101
6 歳未満親族のいる世帯数	20,264	22,524	22,306
うち父子家庭	88	112	116
うち母子家庭	739	911	922
18 歳未満親族のいる世帯数	41,907	47,406	50,165
うち父子家庭	516	551	598
うち母子家庭	3,886	4,323	4,480

出典：国勢調査

(8)-1 教育・保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

教育・保育施設の施設数については令和4年度より微減しており、令和6年度時点で255施設となっています。定員については令和5年度までは増加していましたが、令和6年度にかけて微減しています。利用者数については令和3年度より減少しており、令和6年度は令和3年度に比べて1,126人減の17,931人となっています。

図表 12 教育・保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

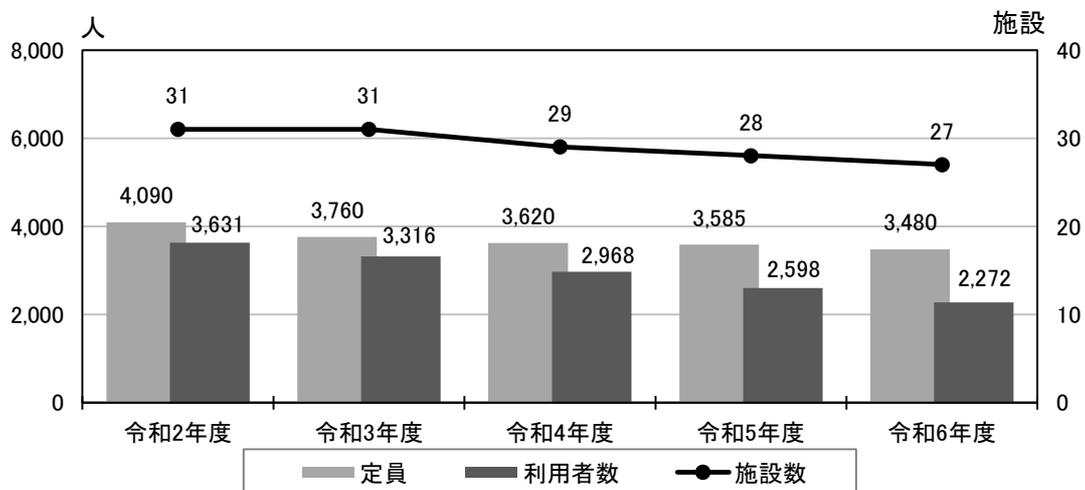


出典：業務取得（保育施設は各年4月1日時点、教育施設は各年5月1日時点）

(8)-2 幼稚園の施設数・定員数・利用者数の推移

令和6年度の幼稚園の施設数は、区立幼稚園16園、私立幼稚園11園の計27園となっており、定員数及び利用者数は減少しています。

図表 13 幼稚園の施設数・定員数・利用者数の推移（各年5月1日時点）

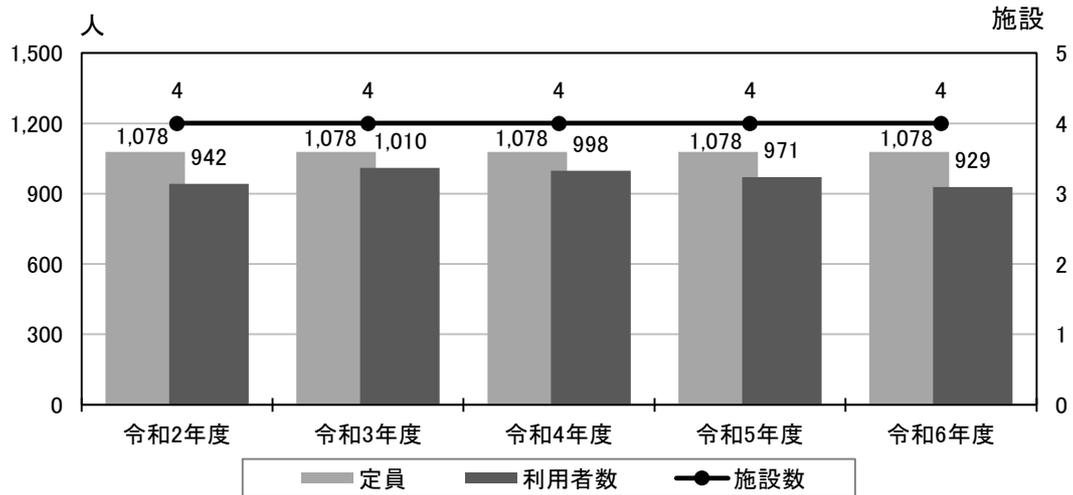


出典：業務取得

(8)-3 認定こども園の施設数・定員数・利用者数の推移

認定こども園は令和2年度に1園が開園し、4園となっています。利用者数は令和3年度の1,010人をピークに、令和6年度にかけて減少しています。

図表 14 認定こども園の施設数・定員数・利用者数の推移（各年5月1日時点）

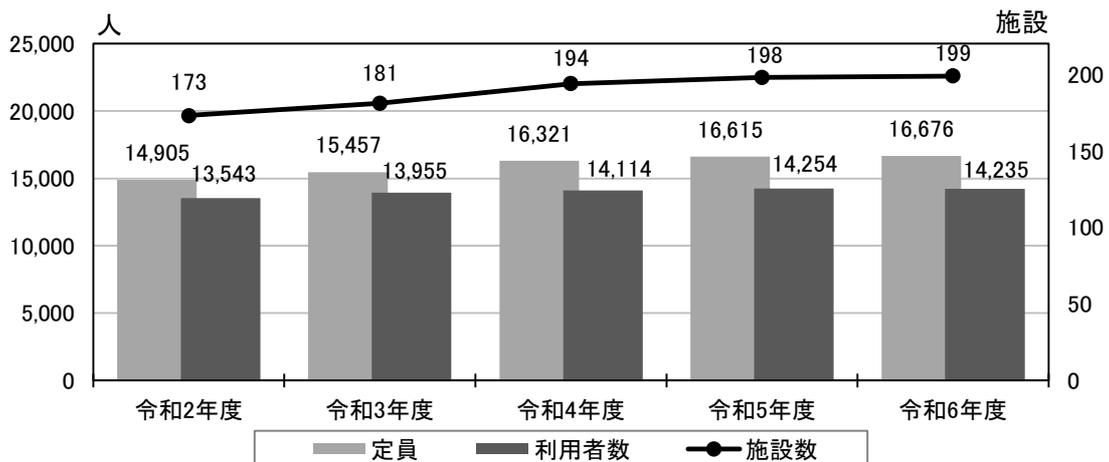


出典：業務取得

(8)-4 認可保育所の施設数・定員数・利用者数の推移

認可保育所はこの5年で26施設増加し、これに伴い定員数及び利用者数も増加傾向にあります。令和5年度から令和6年度にかけての施設数及び利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

図表 15 認可保育所の施設数・定員数・利用者数の推移（各年4月1日時点）



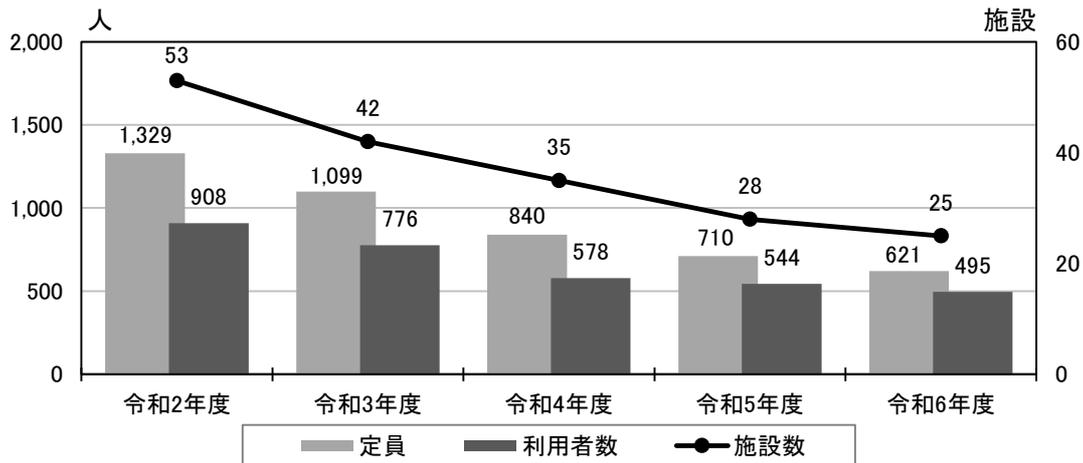
出典：業務取得

(8)-5 その他の保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

その他の保育施設※の施設数は、事業の廃止等に伴い減少しており、定員数及び利用者数についても減少しています。

※その他の保育施設：「居宅訪問型保育」、「認証保育所」、「家庭福祉員」、「定期利用保育」、「保育室」(令和3年度末で廃止)、「保育ルーム」(令和2年度末で廃止)

図表 16 その他の保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移（各年4月1日時点）

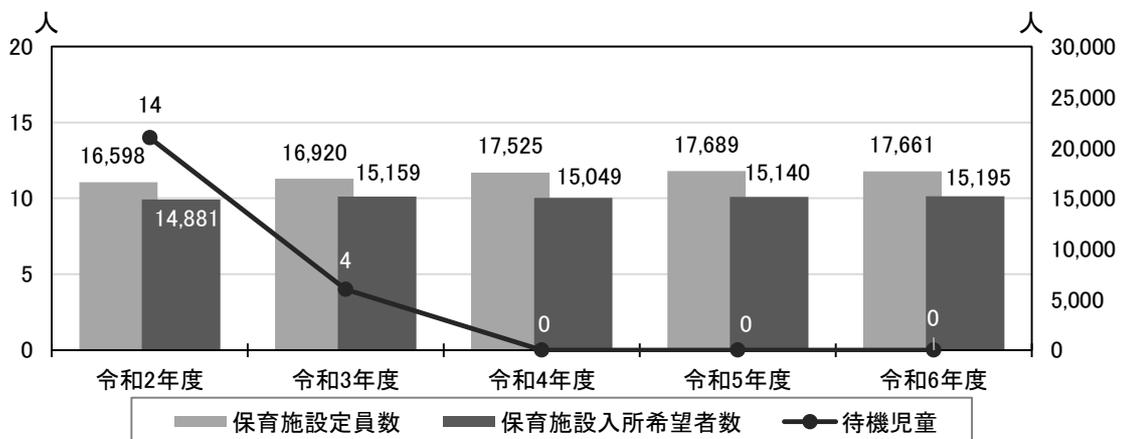


出典：業務取得

(9) 保育所待機児童数の推移

保育施設定員数がほぼ横ばいで推移する中、保育施設入所希望者数は直近では緩やかな増加傾向にあります。また、令和4年度より保育所待機児童数は0人が続いています。

図表 17 保育所待機児童数と入所希望者数の推移（各年4月1日時点）

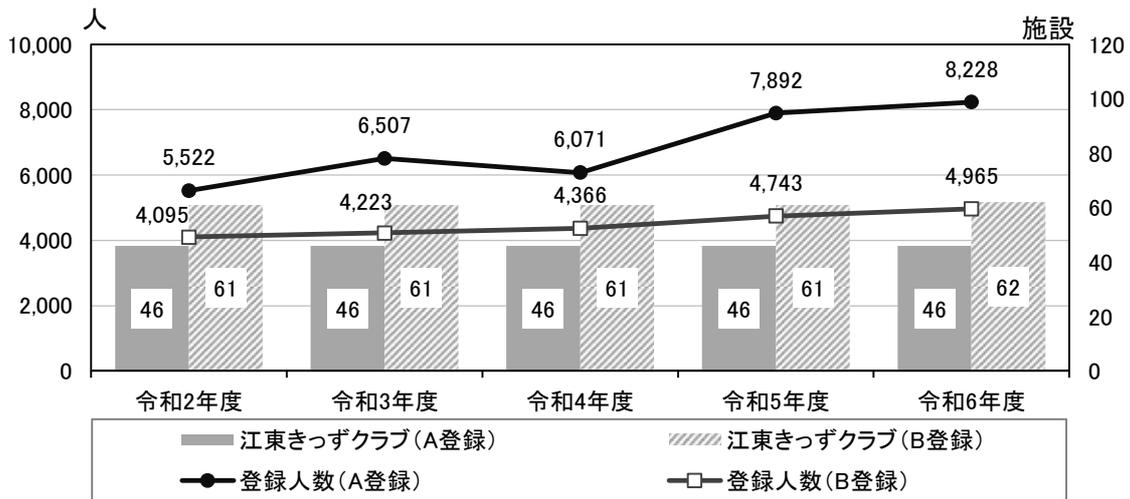


出典：業務取得

(10)江東きっずクラブの利用者数等の推移

江東きっずクラブの施設数は、A登録・B登録いずれも横ばいでの推移となっていますが、登録人数はA・Bいずれも増加傾向にあり、特にA登録は令和6年度に8,228人となっており、ここ5年で約1.5倍増となっています。

図表 18 江東きっずクラブの利用者数等の推移（各年5月1日時点）

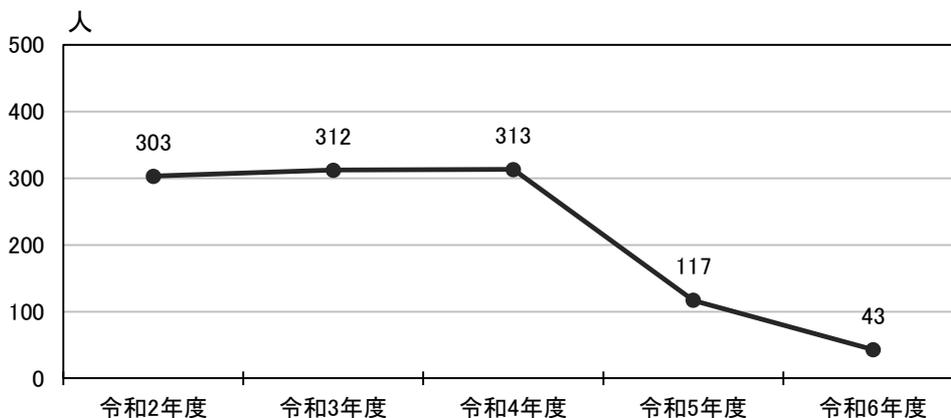


出典：業務取得

(11)江東きっずクラブ保留児童数の推移

江東きっずクラブの保留児童数は令和2年度から令和4年度にかけてはおよそ300人で推移していましたが、令和5年度以降は減少し、令和6年度時点で43人となっています。

図表 19 江東きっずクラブ保留児童数の推移（各年5月1日時点）

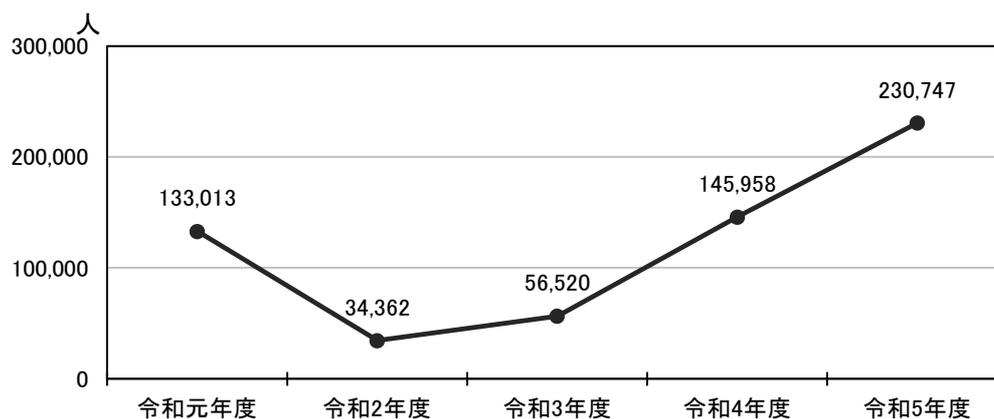


出典：業務取得

(12)子育てひろばの利用者数の推移

子育てひろばの延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和2年度以降は増加し続け、令和5年度は230,747人で令和3年度の約4倍の利用実績となっています。

図表 20 子育てひろば事業延べ利用者数の推移



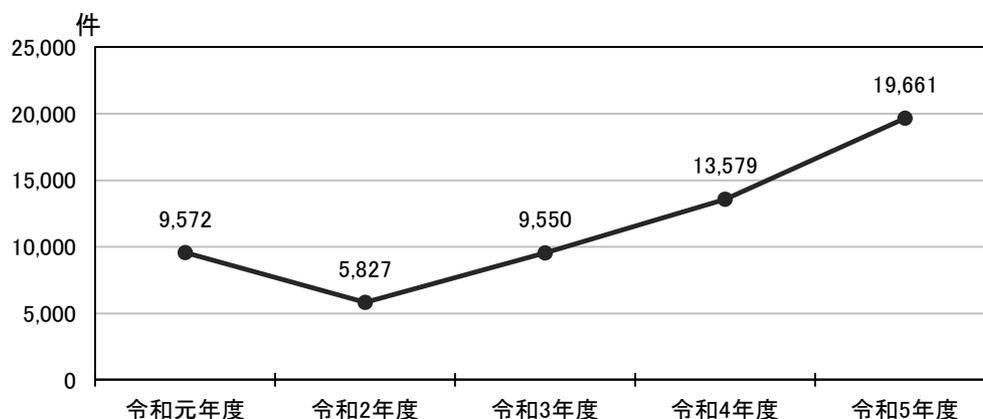
出典：業務取得

(13)リフレッシュひととき保育利用件数の推移

リフレッシュひととき保育※の利用件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和2年度以降増加し続け、令和5年度は19,661件で令和3年度の約2倍の利用実績となっています。

※令和3年度以降、児童館での「一時預かり」を含む。

図表 21 リフレッシュひととき保育利用件数の推移



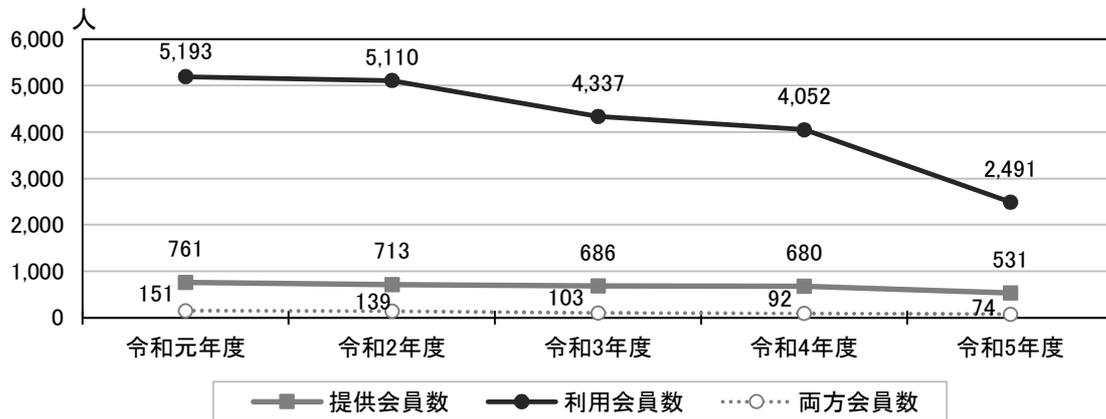
出典：業務取得

(14)ファミリー・サポート会員数の推移

ファミリー・サポートの会員数※は、提供会員・利用会員・両方会員のいずれも減少傾向にあり、特に利用会員の減少が顕著となっています。

※令和5年度は利用のない会員の整理を行ったため、利用会員数は大幅減となっている。

図表 22 ファミリー・サポートの協力会員・利用会員・両方会員の推移

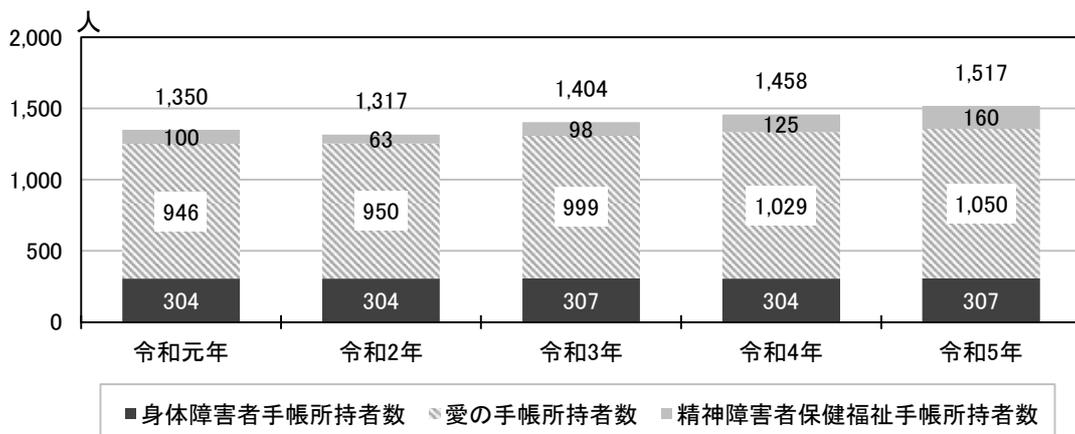


出典：業務取得

(15)障害児数の推移

18歳未満の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、内訳としては「愛の手帳所持者数」、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」において増加しており、「身体障害者手帳所持者数」は横ばいでの推移となっています。

図表 23 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移（各年12月31日時点）

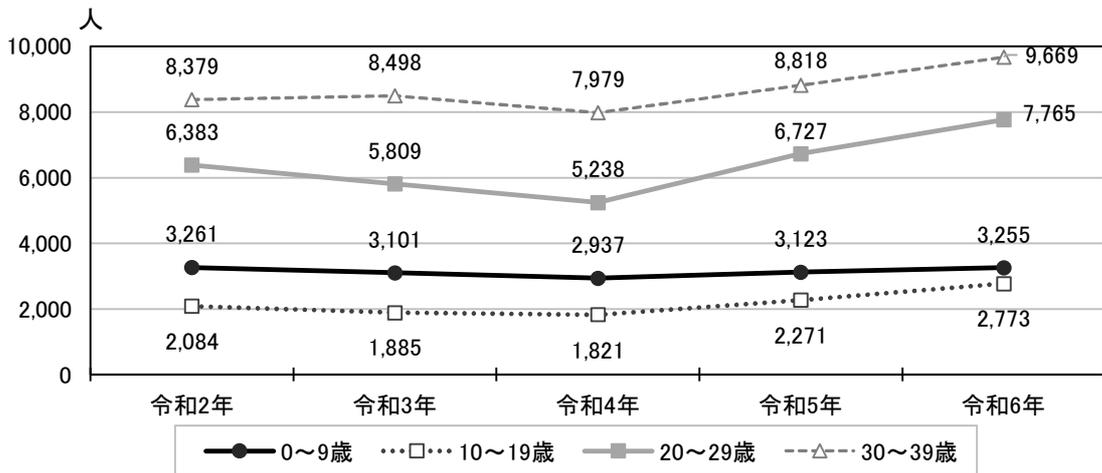


出典：業務取得

(16) 外国籍人口の推移

40歳未満の外国籍人口について、令和2年から令和4年にかけて減少傾向がみられましたが、令和4年以降は増加に転じ、10歳代・20歳代・30歳代の増加が顕著となっています。

図表 24 40歳未満の外国籍人口の推移（各年1月1日時点）

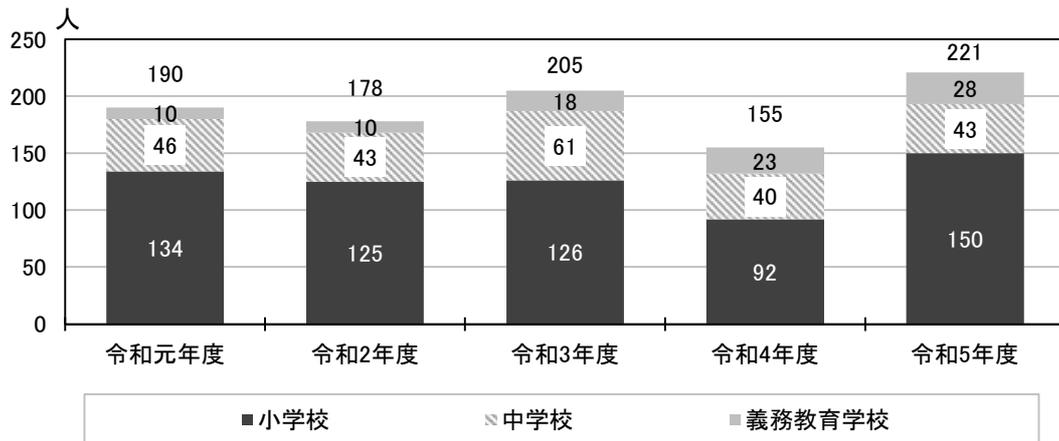


出典：業務取得

(17) 日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移

日本語指導を必要とする児童・生徒数は、年度により増減が見られるものの、増加傾向にあります。

図表 25 日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移

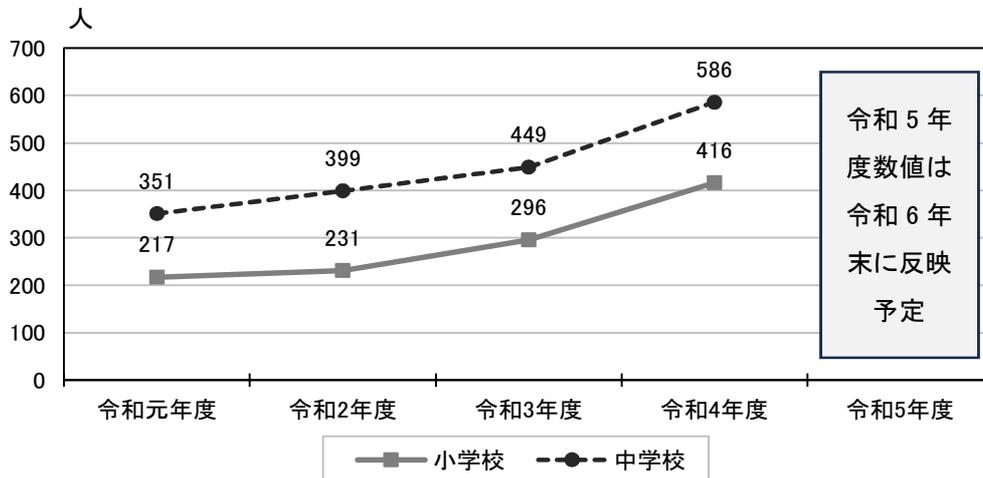


出典：業務取得

(18)不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数について、小中学校のいずれも増加傾向にあり、令和元年度から令和4年度にかけて小学校で約1.9倍、中学校で約1.7倍の増加となっています。

図表 26 不登校児童・生徒数（小中学校別）の推移（各年度4月～3月集計）



※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む

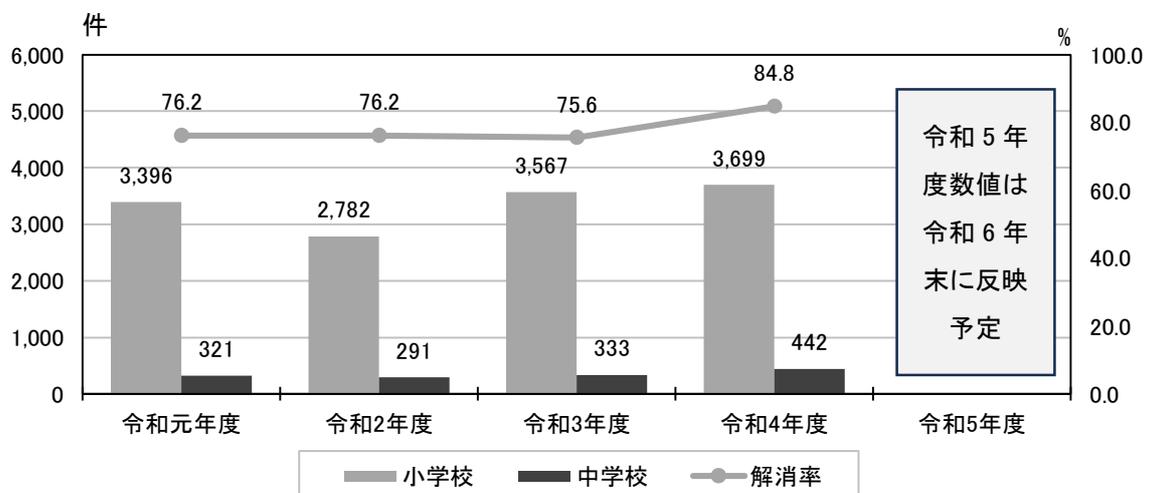
出典：業務取得

(19)いじめの認知件数と解消率※の推移

いじめの認知件数は小中学校のいずれも、確実な認知と対応を目指して取り組みを進めており、令和2年度以降増加傾向にあります。解消率については、令和元年度から令和3年度は7割台となっていますが、令和4年度は84.8%となっています。

※解消率:いじめ認知件数のうち、解消しているものの割合で、解消は①いじめが止まっている状態が継続、②被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つを満たしている状態

図表 27 いじめの認知件数（小中学校別）と解消率の推移（各年度4月～3月計）



※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む

出典：業務取得

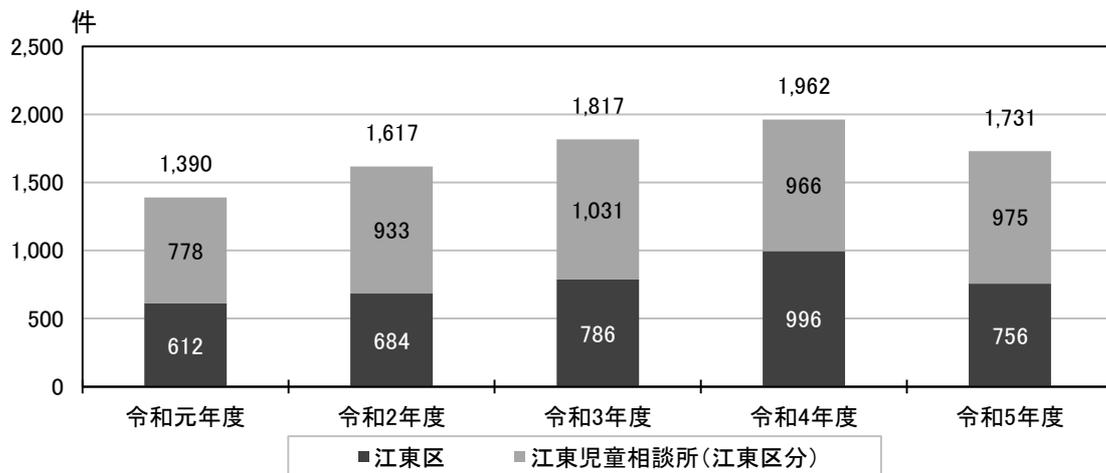
(20) 児童虐待受理件数の推移

児童虐待受理件数※について、令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度にかけてやや減少し、江東区で756件、江東児童相談所(江東区分)で975件となっています。

種別ごとに件数をみると、心理的虐待が最も多く、令和5年時点で445件となっています。

※児童虐待受理件数：児童や保護者、近隣住民、関係機関等からの通告(相談)を受け、児童虐待として受理した件数。
江東区では、こども家庭支援課と南砂子ども家庭支援センターで通告(相談)に対応

図表 28 児童虐待受理件数(新規)の推移(各年度4月~3月計、江東区及び江東児童相談所の双方で受理したものを含む)



出典：業務取得

図表 29 児童虐待の種別件数(江東区で受理した分)

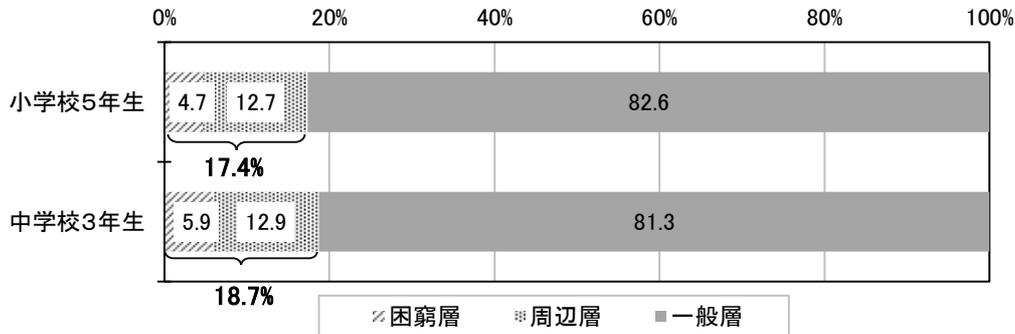
種別件数	定義 (「子ども虐待対応の手引き」(こども家庭庁)より)	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など	225	215	226	216	222
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など	237	357	406	610	445
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など	12	3	6	5	12
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など	138	109	148	165	77

出典：業務取得

(21)生活困難層の状況

困窮層と周辺層を合わせた「生活困難層」の割合について、小学校5年生と中学校3年生のいずれも1割強となっています。

図表 30 生活困難層の状況



出典：令和5年度江東区子育て世帯生活実態調査

「生活困難層」の定義

「生活困難層」の分類は「低所得」、「家計の逼迫」、「こどもの体験や所有物の欠如」の3要素（下記参照）に基づき行い、このうち、2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、1つの要素に該当する層を「周辺層」としています。

生活困難層	困窮層+周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

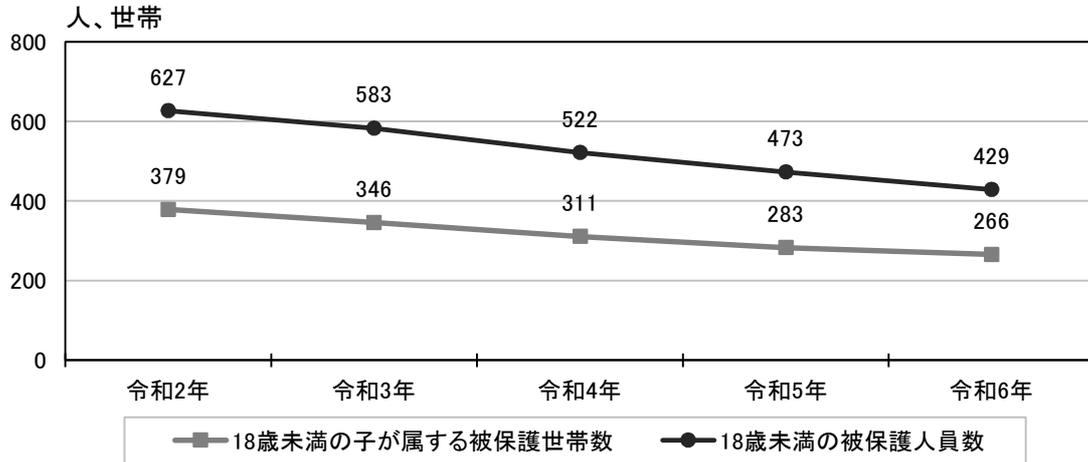
参考：3要素の考え方 ～「東京都子供の生活実態調査報告書」より～

<p>①低所得</p> <p>等価世帯所得が厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯</p> <p><低所得基準> 世帯所得の中央値 423 万円 ÷ √平均世帯人数（2.25人）×50% =141.0万円</p>	<p>③こどもの体験や所有物の欠如</p> <p>こどもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海水浴に行く ○博物館・科学館・美術館などに行く ○キャンプやバーベキューに行く ○スポーツ観戦や劇場に行く ○遊園地やテーマパークに行く ○毎月おこづかいを渡す ○毎年新しい洋服・靴を買う ○習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる ○学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう） ○お誕生日のお祝いをする ○1年に1回くらい家族旅行に行く ○クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ○こどもの年齢に合った本 ○こども用のスポーツ用品・おもちゃ ○こどもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所
<p>②家計の逼迫</p> <p>経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話料金 ○電気料金 ○ガス料金 ○水道料金 ○家賃 ○家族が必要とする食料が買えなかった ○家族が必要とする衣類が買えなかった 	

(22)18 歳未満のいる世帯の生活保護世帯数等の推移

18 歳未満の被保護人員数及び 18 歳未満の子が属する被保護世帯数はいずれも減少傾向にあり、18 歳未満の被保護人員数は令和 6 年時点で 429 人となっています。

図表 31 18 歳未満のいる世帯の生活保護の状況



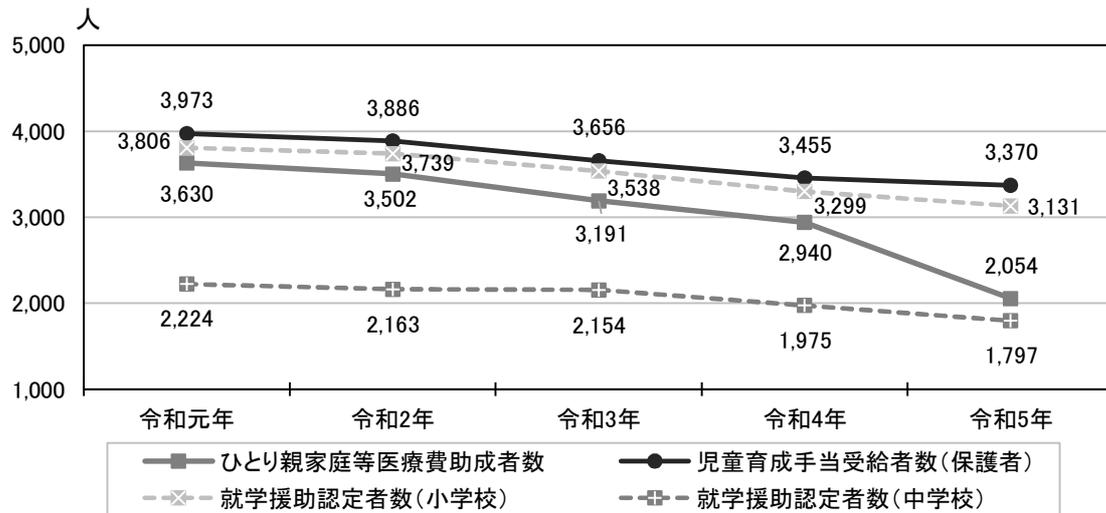
出典：業務取得

(23)各種手当・助成利用者数の推移

ひとり親家庭等医療費助成者数※、児童育成手当受給者数(保護者)、就学援助認定者数について、いずれも受給者数や認定者数は減少傾向にあります。

※ひとり親家庭等医療費助成者数:親本人と20歳未満で中度以上の障害を有する児童。高校生までの児童は子ども医療費助成で対応。

図表 32 各種手当・助成利用者数の推移



※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む

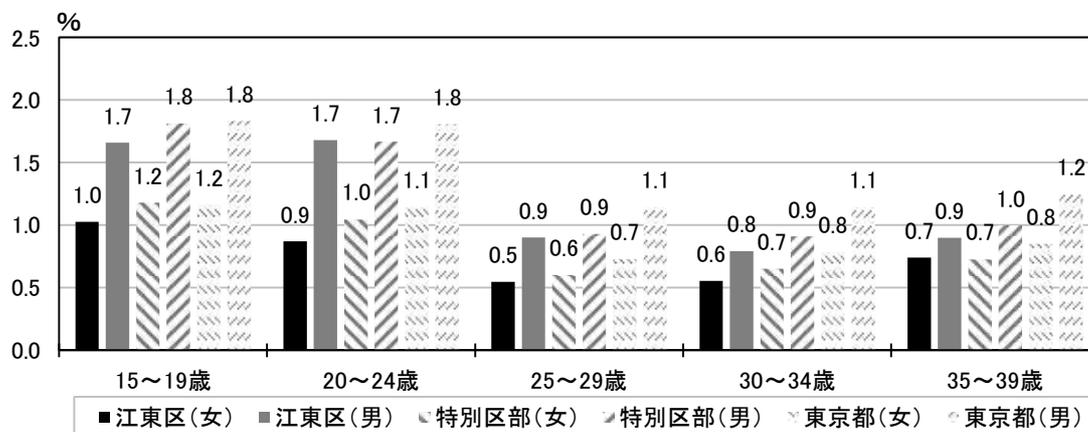
出典：業務取得

(24)若年無業者※の状況

若年無業者に状況について、15歳から24歳にかけては男性で約2%、女性で約1%の割合となっています。25歳から39歳にかけては男女とも約1%の割合となっています。

※若年無業者:ここでは、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。

図表 33 若年無業者の割合(都区部・東京都比較)



出典：国勢調査

2-2 現行計画の進捗状況

前江東区こども・子育て支援事業計画のうち、令和2年度から令和5年度の取り組み状況は、以下のとおりです。(一部事業は令和6年度の実績も掲載しています)

(1) 教育・保育事業

1号認定(教育標準時間認定)については、区立幼稚園の適正配置計画等に基づき、学級数を変更したため、令和5年度を除く各年度で計画に対して実績が下回っています。

2号認定(3～5歳の保育認定)については、認可保育所の新規整備や認可外保育施設の認可移行より定員数を増やしてきましたが、認証保育所の閉園や認可保育所の定員変更などの影響により、計画に対して実績が下回っています。

3号認定(0～2歳の保育認定)についても、2号認定と同様に計画に対して実績が下回っており、特に0歳児の定員数は認証保育所の閉園などの影響を受けています。

図表 34 教育・保育事業の状況

(単位:人)

(月極利用定員数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	4,883	4,823	4,763	3,738	3,536
	計画(①)	5,027	4,977	4,907	4,299	4,229
	実績(②)	4,804	4,474	4,334	4,299	4,194
	過不足(②-①)	△223	△503	△573	0	△35
	割合(②/①)	95.6%	89.9%	88.3%	100.0%	99.2%
2号認定	量の見込み	8,761	8,637	8,317	7,965	7,720
	計画(①)	9,398	9,750	10,219	10,403	10,531
	実績(②)	9,366	9,695	10,171	10,379	10,421
	過不足(②-①)	△32	△55	△48	△24	△110
	割合(②/①)	99.7%	99.4%	99.5%	99.8%	99.0%
3号認定(1・2歳)	量の見込み	5,505	5,625	5,869	4,903	4,915
	計画(①)	5,952	6,104	6,345	6,166	6,212
	実績(②)	5,928	5,988	6,153	6,140	6,086
	過不足(②-①)	△24	△116	△192	△26	△126
	割合(②/①)	99.6%	98.1%	97.0%	99.6%	98.0%
3号認定(0歳)	量の見込み	1,186	1,199	1,210	1,029	1,027
	計画(①)	1,325	1,325	1,331	1,190	1,190
	実績(②)	1,304	1,237	1,201	1,170	1,154
	過不足(②-①)	△21	△88	△130	△20	△36
	割合(②/①)	98.4%	93.4%	90.2%	98.3%	97.0%

※実績について、1号認定は5月1日時点、2・3号認定は4月1日時点です

※3号認定は、国の指針により0歳と1・2歳を分けて算出しています

※令和4年度に中間見直しを行い、量の見込み等を修正しています

図表 35 教育・保育事業の空き定員の状況【参考】

(単位：人)

(利用・利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	定員(①)	4,804	4,474	4,334	4,299	4,194
	利用者数(②)	4,232	3,963	3,605	3,209	2,839
	空き定員(①-②)	572	511	729	1,090	1,355
	利用率(②/①)	88.1%	88.6%	83.2%	74.6%	67.7%
2号認定	定員(①)	9,366	9,695	10,171	10,379	10,421
	利用者数(②)	8,022	8,312	8,361	8,471	8,374
	空き定員(①-②)	1,344	1,383	1,810	1,908	2,061
	利用率(②/①)	85.7%	85.7%	82.2%	81.6%	80.2%
(1・2歳) 3号認定	定員(①)	5,928	5,988	6,153	6,140	6,086
	利用者数(②)	4,057	5,104	5,265	5,344	5,373
	空き定員(①-②)	971	884	888	796	689
	利用率(②/①)	83.6%	85.2%	85.6%	87.0%	88.6%
(0歳) 3号認定	定員(①)	1,304	1,237	1,201	1,170	1,154
	利用者数(②)	940	928	909	840	845
	空き定員(①-②)	364	309	292	330	312
	利用率(②/①)	72.1%	75.0%	75.7%	71.8%	73.0%

※1号認定は5月1日時点、2・3号認定は4月1日時点です

※1号認定の利用者数には、一部区外居住者を含みます

(2) 地域子ども・子育て支援事業

2-① 利用者支援事業

こども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、利用者支援のみを行う「特定型」、妊娠期から子育て期にわたる総合的な切れ目のない支援を行う「母子保健型」の3類型がある。

子ども家庭支援センター、本庁・豊洲特別出張所及び保健相談所で実施しており、計画どおりの実績となっています。

図表 35 利用者支援事業の実施状況

(単位:か所)

(実施か所数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	量の見込み	12	12	14	14	14
	計画 (①)	12	12	14	14	14
	基本型 (子ども家庭支援センター)	6	6	8	8	8
	特定型 (本庁・豊洲特別出張所)	2	2	2	2	2
	母子保健型 (保健相談所)	4	4	4	4	4
	実績 (②)	12	12	14	14	14
	基本型 (子ども家庭支援センター)	6	6	8	8	8
	特定型 (本庁・豊洲特別出張所)	2	2	2	2	2
	母子保健型 (保健相談所)	4	4	4	4	4
	過不足 (②-①)	0	0	0	0	0
割合 (②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

2-② 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

事業の性質上保護者の雇用形態等の状況により左右されやすく、計画に対して実績が下回っています。

図表 36 時間外保育事業の実施状況

(単位:人)

(月極利用平均人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	量の見込み	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	計画 (①)	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	実績 (②)	1,160	1,303	814	758	-
	過不足 (②-①)	△ 690	△ 547	△ 1,036	△ 1,092	-
	割合 (②/①)	62.7%	70.4%	44.0%	41.0%	-

2-③ 放課後児童健全育成事業(江東きっずクラブ)

保護者が就労等により日中家庭にいない世帯の児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、健やかな育成を図る事業。平日の午後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施。

きっずクラブB登録については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度まで計画に対して実績が下回りましたが、令和4年度以降は計画に対して実績が上回っています。

きっずクラブA登録については、計画に対して実績が上回っています。

図表 37 放課後児童健全育成事業の実施状況

(単位:人)

(登録者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
江東きっず クラブB登録	量の見込み	3,666	3,721	3,767	3,839	3,862
	計画(①)	3,666	3,721	3,767	3,839	3,862
	実績(②)	3,595	3,707	4,024	4,456	-
	過不足(②-①)	△71	△14	257	617	-
	割合(②/①)	98.1%	99.6%	106.8%	116.1%	-
江東きっず クラブA登録	量の見込み	1,448	1,464	1,502	1,541	1,592
	計画(①)	1,448	1,464	1,502	1,541	1,592
	実績(②)	2,105	1,701	1,784	2,747	-
	過不足(②-①)	657	237	282	1,206	-
	割合(②/①)	145.4%	116.2%	118.8%	178.3%	-

※江東きっずクラブA登録は、小学校全学年を対象とし、自主的な遊び・学びの場を提供し、児童の活動を守る事業です。なお、上表は小学校4～6年生における実施状況となります。

※江東きっずクラブB登録は、小学校1～3年生及び障害のある4～6年生を対象とし、就労世帯等の児童に対し、保護者に代わり生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。なお、上表は小学校1～3年生における実施状況となります。

2-④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業。施設で預かる「施設型」と協力家庭員（預かりボランティア）の自宅で預かる「在宅型」がある。

施設型については、預かりが可能な利用者の組み合わせ（年齢や性別等）の兼ね合いや、施設までの送迎が困難なため利用が勧奨されない場合があり、計画に対して実績が下回っています。在宅型については、安定して受け入れが可能な協力家庭員の数が増えたほか、協力家庭員の居住するエリアの偏りにより利用が難しい地域もあったため、計画に対して実績が下回っています。

図表 38 子育て短期支援事業の実施状況 (単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期 支援事業	量の見込み	1,036	995	1,000	1,024	1,014
	計画 (①)	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545
	施設型	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	在宅型	450	450	450	450	450
	実績 (②)	955	1,083	1,036	1,168	-
	施設型	525	510	584	739	-
	在宅型	430	573	452	429	-
	過不足 (②-①)	△ 590	△ 462	△ 509	△ 377	-
割合 (②/①)	61.8%	70.1%	67.1%	75.6%	-	

2-⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(新生児・産婦訪問指導事業)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業。

対象となる0歳児数が計画を下回ったことにより、計画に対して実績が下回っています。一方、実際の出生数と比較すると、訪問割合は増加傾向にあります。

図表 40 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況 (計画との比較) (単位：件)

(訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	4,824	4,876	4,923	4,183	4,177
	計画 (①)	4,824	4,876	4,923	4,183	4,177
	実績 (②)	3,255	3,616	3,447	3,746	-
	過不足 (②-①)	△ 1,569	△ 1,260	△ 1,476	△ 437	-
	割合 (②/①)	67.5%	74.2%	70.0%	89.6%	-

※令和4年度に中間見直しを行い、量の見込み等を修正しています

図表 41 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況 (出生数との比較) (単位：件)

(出生数・訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸 訪問事業	出生数 (①)	4,075	3,957	3,680	3,400
	実績 (②)	3,255	3,616	3,447	3,746
	過不足 (②-①)	△ 820	△ 341	△ 233	346
	割合 (②/①)	79.9%	91.4%	93.7%	110.2%

※実績には出生後転入した者を含みます

2-⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会(※)その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援(子育てに関する相談、指導、助言その他必要な支援)が特に必要な家庭に対して、民間の訪問支援者がその居宅を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言に基づく家事支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

※虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の適切な保護や養育を支援することが特に必要な児童等への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、必要な情報の交換や支援内容の協議を行う法定の協議会

利用者の求める支援内容を訪問支援者が提供できないことがあり、利用勧奨が進まない場合があったほか、地域によっては訪問可能な支援者が不足したことから、計画に対して実績が下回っています。

図表 39 養育支援訪問事業の実施状況

(単位:件・回)

(訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問 事業 案件数	量の見込み	46	46	47	47	48
	計画(①)	46	46	47	47	48
	実績(②)	25	31	40	42	-
	過不足(②-①)	△ 21	△ 15	△ 7	△ 5	-
	割合(②/①)	54.3%	67.4%	85.1%	89.4%	-
(訪問回数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問 事業 回数	量の見込み	325	329	333	337	341
	計画(①)	325	329	333	337	341
	実績(②)	158	226	299	320	-
	過不足(②-①)	△ 167	△ 103	△ 34	△ 17	-
	割合(②/①)	48.6%	68.7%	89.8%	95.0%	-

2-⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。「子育てひろば」、「マイ保育園ひろば」及び「かんがる一ひろば」(※)を実施。

※「子育てひろば」:子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館及び一部私立保育所において、親と子が一緒にのびのび過ごせる場の提供を実施する事業。

「マイ保育園ひろば」:在宅で子育てをしている保護者・就学前児童を対象に、認可保育所及び認定こども園で遊び場の提供や季節のイベントへのお誘い、子育て相談などを実施する事業。

「かんがる一ひろば」:地域の未就園児とその保護者を対象に、区立幼稚園で親子の交流や子育て相談などを行う親子登園を実施する事業。

量の見込みは利用者数としていますが、計画は施設数としています。計画期間中に亀戸第二児童館を廃止したため、計画に対して実績が下回っています。

図表 40 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の実施状況 (単位：人・か所)

(利用者数・実施か所数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	量の見込み	377,100	377,100	456,000	456,000	456,000
	子ども家庭支援センター	210,500	210,500	289,400	289,400	289,400
	児童館	159,100	159,100	159,100	159,100	159,100
	私立保育所	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	(参考) 利用者数実績	168,643	242,433	366,961	465,862	-
	子ども家庭支援センター	34,362	56,520	145,958	230,747	-
	児童館	130,101	180,761	215,167	229,640	-
	私立保育所	4,180	5,152	5,836	5,475	-
	計画(①)	27	27	29	29	29
	子ども家庭支援センター	6	6	8	8	8
	児童館	18	18	18	18	18
	私立保育所	3	3	3	3	3
	実績(②)	27	27	29	28	28
	子ども家庭支援センター	6	6	8	8	8
	児童館	18	18	18	17	17
	私立保育所	3	3	3	3	3
	過不足(②-①)	0	0	0	△1	△1
割合(②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	96.6%	

※「マイ保育園ひろば」及び「かんがる一ひろば」は、量の見込み及び計画の設定はありません

2-⑧ 一時預かり事業

【在園児対象型(幼稚園)】

文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、幼稚園は1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準として運営しているが、子育て支援の一環として、通院・介護などの保護者のニーズに応えるため、教育時間前後に預かり保育を実施する事業。

【在園児対象型を除く】

保護者の入院や通院、親族の看護などで、家庭での保育が一時的に困難となった場合や保護者の育児負担の軽減等を目的として、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的に預かる事業。「非定型一時保育」、「緊急一時保育」、「リフレッシュひととき保育」、「ファミリーサポート事業」(※)を実施。

※「非定型一時保育」:在宅で育児をしている保護者が、通院、通学、短時間の就労、自宅での看護等の理由で、お子さんの保育ができないときに、認可保育所の一時保育室で一時的に預かる事業。

「緊急一時保育」:保護者の出産、傷病による入院、または親族等の入院看護等の理由で、一時的にお子さんの保育ができないときに認可保育所の定員の枠外で預かる事業。

「リフレッシュひととき保育」:在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センター及び一部の児童館で実施する事業。保護者のリフレッシュを目的とし、預かる理由を問わない。

「ファミリーサポート(未就学児)」:区内で育児の手助けを必要とする方(利用会員)と育児の手助けができる方(協力会員)の会員同士による援助活動をする事業。保育所・幼稚園の送迎等に利用が可能。

在園児対象型一時預かり事業(幼稚園)については、預かり事業の利用者数は増加傾向にありますが、在園児数の減少が続いているため、計画に対して実績が下回っています。

在園児対象型を除く一時預かり事業については、増加要因(事業開始や定員拡大)と減少要因(コロナ禍における利用制限や休止施設の発生等)が重なった結果、利用者数は増加傾向にありますが、計画に対して実績が下回っています。

図表 41 一時預かり事業の実施状況

(単位:人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園児対象型 (幼稚園)	量の見込み	77,358	79,770	82,416	85,275	88,417
	計画(①)	115,323	114,518	113,713	112,868	112,036
	実績(②)	45,954	56,686	80,641	86,653	-
	過不足(②-①)	△ 69,369	△ 57,832	△ 33,072	△ 26,215	-
	割合(②/①)	39.8%	49.5%	70.9%	76.8%	-

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園児対象型を除く 一時預かり事業	量の見込み	40,540	40,540	43,840	43,840	43,840
	計画(①)	40,540	40,540	43,840	43,840	43,840
	非定型一時保	19,590	19,590	19,590	19,590	19,590
	緊急一時保育	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	リフレッシュ ひととき保育	12,100	12,100	15,400	15,400	15,400
	ファミリー サポート (未就学児)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	実績(②)	18,820	24,065	29,535	36,473	-
	非定型一時保	8,497	9,926	11,055	11,884	-
	緊急一時保育	776	624	537	644	-
	リフレッシュ ひととき保育	5,827	9,550	13,579	19,661	-
	ファミリー サポート (未就学児)	3,720	3,965	4,364	4,284	-
	過不足(②-①)	△ 21,720	△ 16,475	△ 14,305	△ 7,367	-
	割合(②/①)	46.4%	59.4%	67.4%	83.2%	-

2-⑨ 病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業。令和元年度において、医療機関併設型2施設、保育所併設型2施設、単独型1施設を開設している。

計画は1年間の総定員数としています。病気の際にのみ利用するという特性上、当日のキャンセルや病状によっては受け入れを断わる場合があることから、常に利用が定員に達する状態ではなく、実績は年々増加していますが、計画に対して実績が下回っています。

図表 42 病児保育事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後児 保育事業	量の見込み	4,230	4,233	4,215	4,224	4,259
	計画(①)	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
	実績(②)	654	1,507	1,805	1,897	-
	過不足(②-①)	△ 5,586	△ 4,733	△ 4,435	△ 4,343	-
	割合(②/①)	10.5%	24.2%	28.9%	30.4%	-

2-⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

区内で就学児に対する送迎等の援助を受けることを希望する方(利用会員)と援助を行うことを希望する方(協力会員)の会員同士による援助活動をする事業。

きッズクラブの受け入れ態勢の整備が整うなど他サービスが拡充したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により協力会員がコロナ禍前より100人程度減少などにより、計画に対して実績が下回っています。

図表 43 ファミリーサポート事業の実施状況 (単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ファミリーサポート事業 (就学児)	量の見込み	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	計画(①)	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	実績(②)	875	807	1,436	1,620	-
	過不足(②-①)	△ 2,225	△ 2,293	△ 1,664	△ 1,480	-
	割合(②/①)	28.2%	26.0%	46.3%	52.3%	-

2-⑪ 妊婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業。

妊娠届受理件数が見込みよりも少なかったため、計画に対して実績が下回っています。一方、実際の出生数と比較すると、受診票(母子健康手帳)の交付割合は増加傾向にあります。

図表 44 妊婦健康診査事業の実施状況(計画との比較) (単位：件・回)

(交付件数・健診回数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(母子健康手帳) 受診票 交付件数	量の見込み	5,306	5,364	5,415	4,601	4,595
	計画(①)	5,306	5,364	5,415	4,601	4,595
	実績(②)	4,568	4,289	4,062	4,200	-
	過不足(②-①)	△ 738	△ 1,075	△ 1,353	△ 401	-
	割合(②/①)	86.1%	80.0%	75.0%	91.3%	-
健診回数	量の見込み	53,060	53,640	54,150	46,470	46,410
	計画(①)	53,060	53,640	54,150	46,470	46,410
	実績(②)	45,602	44,670	43,428	43,714	-
	過不足(②-①)	△ 7,458	△ 8,970	△ 10,722	△ 2,756	-
	割合(②/①)	85.9%	83.3%	80.2%	94.1%	-

図表 45 妊婦健康診査事業の実施状況(出生数との比較)【参考】 (単位：件)

(出生数・交付件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(母子健康手帳) 受診票 交付件数	出生数(①)	4,075	3,957	3,680	3,400
	実績(②)	4,568	4,289	4,062	4,200
	過不足(②-①)	493	332	382	800
	割合(②/①)	112.9%	108.4%	110.4%	123.5%

2-⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者の負担軽減を図ることを目的として、認定世帯へ教育・保育に必要な日用品や行事参加費等の実費負担分の費用を助成する事業。

1号認定(教育標準時間認定)については、1号認定全体の件数が減少傾向にあるため、本事業の対象となる低所得世帯等においても、実績の減少傾向が続いています。

2・3号認定(0～5歳の保育認定)については、実績はありません。

図表 46 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施状況

(単位：人)

(利用者数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
係る 補足 給付 を 行 う 事 業	実績	142	113	111	99	-
	1号認定	142	113	111	99	-
	2・3号認定	0	0	0	0	-

※量の見込み及び計画の設定なし

2-⑬ 多様な主体の参入促進事業

保育の受け皿の確保や民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図るため、認可保育所等への民間事業者の参入を促進するための事業。

株式会社等が運営主体の私立保育所は、令和6年度で合計120施設と、令和2年度に比べ16施設の増加となっています。多様な主体の参入促進事業については、株式会社の割合が増加しています。

図表 47 多様な主体の参入促進事業の運営主体の状況

(単位：施設)

(施設数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定 幼稚園 ・ こども園	株式会社	0	0	0	0	0
	NPO	0	0	0	0	0
	宗教法人	0	0	0	0	0
	その他	5	5	5	5	5
	合計	5	5	5	5	5
私立 保育所	株式会社	91	101	102	103	105
	NPO	8	8	10	9	8
	宗教法人	1	1	1	1	1
	その他	4	4	4	5	6
	合計	104	114	117	118	120

2-3 令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要

(1)調査の概要

本計画の策定にあたっては、こども・若者支援施策の検討及び教育・保育事業の利用量を見込む必要があることから、子育て中の保護者や中高生世代の意見・意向を伺うために区民意向調査を実施しました。また、こどもの貧困問題に関して、貧困(生活困難)層の生活、教育状況やニーズを把握することを目的として、区民及び関係機関・団体を対象にした子育て世帯生活実態調査を実施しました。

①区民意向調査	
○江東区内在住の就学前児童の保護者【3,000 件配付、1,624 件回収（回収率 54.1%）】	
○江東区内在住の小学生児童の保護者【3,000 件配付、1,584 件回収（回収率 52.8%）】	
○江東区内在住の小学生高学年本人【1,500 件配付、655 件回収（回収率 43.7%）】	
○江東区内在住の中高生世代本人【2,000 件配付、799 件回収（回収率 40.0%）】	
②子育て世帯生活実態調査	
○江東区内在住の小学校 5 年生児童本人【2,000 件配付、824 件回収（回収率 41.2%）】	
○江東区内在住の中学校 3 年生生徒本人【2,000 件配付、765 件回収（回収率 38.3%）】	
○江東区内在住の小学校 5 年生児童・中学校 3 年生生徒の保護者【4,000 件配付、1,714 件回収（回収率 42.9%）】	
○江東区内在住の児童育成手当受給者（小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童生徒を養育する者）【1,608 件配付、747 件回収（回収率 46.5%）】	
○区内のこども・若者施策に関係のある機関・団体【45 件】	
関係機関・団体のカテゴリー	
①福祉関係	母子生活支援施設／子ども家庭支援センター／まなび支援員／主任児童委員／保育園／江東区助け合い活動連絡会
②教育関係	スクールカウンセラー／スクールソーシャルワーカー
③保健関係	保健相談所／助産師会
④青少年関係	こうとうゆうすてっぷ事業受託会社
⑤支援団体	こども食堂／まなび塾事業受託会社

【調査結果報告書(区ホームページ)】

以下、URL または二次元コード(QR)より調査結果の詳細が確認できます。

<https://www.city.koto.lg.jp/281010/documents/keikaku.html>



(2)調査等からみえる課題の整理

アンケートやヒアリング調査の結果、こども・子育て会議で出された意見、及びこどもの権利に関する条例の検討に伴い実施した「こどもまんなかワークショップ」から寄せられた意見等を整理し、課題について次のとおり整理を行いました。

【こどもまんなかワークショップ実施報告書(区ホームページ)】

以下、URL または二次元コード(QR)よりワークショップ実施結果の詳細が確認できます。

https://www.city.koto.lg.jp/281010/documents/kodomomannaka_ws.html



ポイント① こどもの権利

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①こどもの権利の周知と考える機会の創出
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①持っている資源を生かして、施設のルールを作ってみるとか、少しずつこどもの権利というものを実践する場や考える場を作っていくといいのではないかと思った。 ②こどもの権利の周知は大人がもっと積極的にやっていたらいいんじゃないかと思う。
こどもの声 ※ (ア) …アンケート結果より (ワ) …ワークショップより
①学校の校則をもう少しゆるめてほしくて、意見(理由)のない校則はやめてほしい。(ア) ②(アンケートの実施について) こういうアンケートがあると、こどもにも要望を言える権利がある気がします。(ア) ③意見をおしつけないでほしい。(ワ) ④だれもが声をあげることができる社会(になってほしい)。(ワ) ⑤大人だけじゃなく、子どもの意見を取り入れて発展する社会(になってほしい)。(ワ)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
①こどもの権利の周知 ②こどもの意見表明・決定過程への参画

ポイント② 健康づくり・母子保健

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①出産前からの切れ目ない支援 ②口腔ケアや食育の啓発
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①こうとう家事育児サポート事業が派遣を多胎児家庭・ひとり家庭から全世帯に拡充されたということは、本当によかったと思う。
こどもの声
①みんなが健康で文化的な生活を送れる社会（になってほしい）。(ワ)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
①妊娠前から出産後の切れ目ない支援 ②こどもの健康づくり

ポイント③ 就学前の教育・保育

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①地域需要に応じた保育の受け皿確保 ②休日保育や一時預かりの受け皿確保 ③保育園の入園時期の柔軟な対応 ④遊び場や休日の居場所の確保
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①待機児童解消後という今までと異なる状況に対応して、新しい考え方、方法論がこれから求められるのだと思う。 ②必要なときに、体調を崩したこどもを預ける先というところに関しては、ぜひ引き続き検討いただきたいと思う。 ③ボール遊び NG であったり雨の日の遊び場問題であったりも、ぜひ検討いただきたいと思う。
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
①児童減少に伴う教育・保育施設の活用 ②保育の質の向上 ③病児、一時預かりなどの不定期保育の拡充 ④休日や雨の日の居場所確保

ポイント④ こども・若者の健全育成

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①小さいこどもと接する機会の提供 ②こども・若者の多様な居場所の確保 ③情報リテラシーや性教育 ④相談体制の充実とメンタルヘルスの介入 ⑤きっずクラブB登録の受入れ枠の確保
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①小学校でだけではなく就学前のこどもたちへの人権教育としての性教育をどんな方法でやれるかということを経東区として具体的に検討してもらえるとありがたい。 ②特別支援に通うこどもとそうでないこどもの交流の場としても、江東きっずクラブの役割はやはり大きく、これからこの比重というのはますます大きくなると思う。 ③性教育について、この会議として、学校任せではなくて、大人がどうやっていくかについても考える必要があるのではないかと思う。 ④性教育や自己肯定感など、公の人に頼るだけではなく民間企業にも賛同、参加してもらうことも必要なのではないかと感じている。
こどもの声
①雨でも野球やサッカーが遊べる場所がほしい。(ア) ②受験生や勉強したい人が無料で使用できる自習室(学生専用)がほしい。(ア) ③中高生が趣味で利用できる所(ダンススタジオや音楽スタジオ)がほしいです。(ア) ④私が学校に行けなくなった理由は、ある日突然やる気が出なくなってしまったからです。メンタルケアも必須であってほしいと私は思います。(ア)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
①きっずクラブの保留児童解消 ②若者が過ごせる居場所の確保 ③性教育の充実 ④異世代交流 ⑤相談体制とメンタルヘルス対策の充実

ポイント⑤ 家庭における子育て、ワーク・ライフ・バランス等

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①子育ての不安・負担軽減 ②こどもと接する時間の確保 ③共働き・共育て ④デジタルツールを活用した情報発信
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
①情報が入手しにくいという問題は、乳幼児小学生の親に共通して出ている問題ではないかとアンケートを通して思った。 ②自分の状況が繋がるように情報が発信されないと。行政側の情報発信のあり方というものをもう少し検討してほしい。 ③子育てが楽しいと感じるためには、親子が一緒に何かしなくてはいけないという発想ではなくて、一緒に育つことが楽しいなあと、こういう事が共有できたらいいと思う。 ④職員の方と普段から保護者がコミュニケーションをとれることで、状況がわかったり、保護者の方も相談しやすいというところもありますので、必要な方に必要な支援のような形をぜひ求めたい。
こどもの声
①ささいな事で怒鳴らないでほしい。(ア) ②私は小さい頃から親が共働きで孤独を感じる事が多くありました。今孤独で誰かほっとできる人を求めているこどもたちに手を差し伸べて上げててください。(ア)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
①適切な支援に結びつくための効果的な情報発信 ②こどもと保護者が一緒に過ごせる時間の創出 ③家庭内における家事等の負担の分担

ポイント⑥ 特別な支援が必要なこども・家庭

アンケート・ヒアリング結果からの課題
<ul style="list-style-type: none">①ひとり親の就労支援②支援を必要とする方への適切な制度周知③生活困難層の学習・進学支援④外国につながるこどものケアや学習支援⑤ヤングケアラーの把握と支援⑥体罰に対する認識の是正と保護者ケア⑦障害の早期発見と適切な支援⑧不登校・ひきこもり・いじめ対策
(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見
<ul style="list-style-type: none">①保育の質の向上で、特別支援までではないけれど発達障害とか、そこへの補助をつけたり、研修を増やしていくこともぜひ検討してもらいたい。②(虐待のアンケート結果について)この現状は、深刻に受けとめるべきだと思う。我々としてどう発信していくかということがすごく大切で、これからどうしていくかということをお皆さんとともに考えたい。③なぜ体罰がいけないのかという根本的なところから啓発をしないといけないと思う。④障害があろうがなんだろうが、子育てに安心が持てること。
こどもの声
<ul style="list-style-type: none">①税金を下げて親の負担を減らしてほしい。(ア)②学校に行けない子とかに施設をつくったりしてほしい。(ア)③18歳以上もいられる放デイ(放課後等デイ)をつくってほしい。(ア)④障がいのある子やADHDの方を優しい目で見たい。(ア)⑤逃げる場所がある社会(にあってほしい)。(ワ)
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
<ul style="list-style-type: none">①体罰・虐待に対する認識の是正と防止②発達障害など、障害のあるこどもの教育・交流機会と居場所の充実③ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援④貧困、ヤングケアラー、外国につながるこどもなど、困難を抱えるこどもの学習等支援⑤不登校やひきこもりのこどもが通える居場所の充実

ポイント⑦ 地域による子育て環境づくり

アンケート・ヒアリング結果からの課題

- ①地域一体となった子育て環境
- ②地域で多世代が集まれる居場所の整備
- ③多分野・多職種連携による包括的な支援体制の構築

(令和5年度) こども・子育て会議からの主な意見

- ①情報が入手しにくい問題について、すでにたくさん行政サービスを提供されていると思いますので、例えば伝え方を工夫したり、地域一体となった環境づくりといったことは、例えば町内会をうまく活用したりするなど、様々な要素の生かし方次第だと思う。

こどもの声

- ①子どもが楽しく暮らせるようにいろいろなイベントをしてほしいです。(ア)
- ②近所から怒られないような、のびのびと遊べる場所。(ア)
- ③信頼関係がしっかりあるような社会がいい。(ワ)
- ④1人1人が堂々としていて、弱い自分でも受け入れてくれる、1人1人を大切にしてくれる社会(になってほしい)。(ワ)

⇒次期計画に向けた課題・キーワード

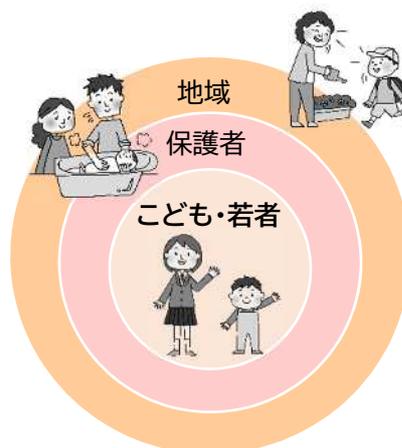
- ①関係機関連携による支援体制
- ②子育てを支える地域づくり
- ③多様な人が安心して過ごせる地域づくり

第3章 計画の基本的な方針

3-1 計画の基本理念

- ◇2-1「統計からみる現状」においては、出生数や未就学児人口は減少しているものの認可保育所においては利用者数が増加傾向にあること、共働き世帯の割合が増加傾向にあること、きつずクラブや子育てひろば等こどもの居場所に関する事業の利用者が増加傾向にあることが分かりました。また、障害児数や不登校児童・生徒数など特別な支援が必要なこどもが増加傾向にあることなどが分かりました。
- ◇2-2「現行計画の進捗状況」においては、教育・保育施設で主に3～5歳児を中心に空き定員が増加傾向にあること、こども・若者の居場所や一時的な預かりに関する事業について利用者が増加傾向にあることなどが分かりました。
- ◇2-3「令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要」においては、こどもは大人に対して要望や意見を表明したいと考えていること、未就学児の保育の受け皿や児童・生徒等の放課後の多様な居場所の確保を望んでいること、家庭における子育て不安の解消や負担軽減を望んでいること、特別な支援が必要なこども・若者に対して多角的な支援が求められていること、地域一体となった子育て環境づくりが求められていることなどが分かりました。

上記を踏まえ、必要な施策を展開していくにあたっては、こども・若者を取り巻く対象ごとに、「こども・若者」「保護者」「地域」の3つの視点に整理をしていくことが必要と考えます。視点ごとに現状や要望の整理をすると以下のとおりとなります。



- ◇**こども・若者**は、一人の権利ある存在として尊重されることを望んでいます。また、遊び場や学習する場をはじめとするこどもの居場所づくりなど、こどもの健全な発達に欠かせない成育環境が与えられるなど、こどもにとって一番良いことが叶う社会であることを望んでいます。
- ◇**保護者**は、共働き世帯が増加し、仕事をしながら家事・育児を行うなど、多忙な生活を送っており、こどもと接する時間が少ないことが課題となっています。また、子育てに不安を抱えていることも多く、そうした不安や負担が軽減されることを望んでいます。
※保護者:こどもの親、里親及びこどもの親に代わりこどもを育てる人のことをいいます。
- ◇**地域**は、見守り、サポートなどの日常的な関りから、親子で参加できるイベントの実施など、さまざまな形でこどもの成長や保護者の子育てを支えることが求められています。

※地域:隣近所、町会・自治会、地域コミュニティ、ボランティア団体、NPO 法人、企業、事業所、教育・保育施設、専門職など、こども・若者と子育て当事者を取り巻く環境を構成する人・法人・組織を含みます。

こうした課題やニーズに対し、区は以下のとおり子ども・若者に関する施策に取り組んでいきます。

子ども・若者

に対して

すべての子どもや若者が権利の主体として、個性を尊重されるよう、子どもの権利についての普及啓発を行います。また、子どもや若者が育つ環境に関わらず、自分の意思で様々な選択ができるよう、個人の状況に応じた適切な支援を行うことで、健やかに成長できる環境をつくります。

保護者

に対して

すべての保護者がそれぞれ必要とするサポートを受けることができるように、情報発信手段や事業・相談体制を充実させます。これらの多角的な支援を提供することで、子育てにおける保護者の不安や負担の軽減を図り、子どもの最善の利益が守られる環境をつくります。

地域

に対して

子ども・若者や子育て家庭に対して理解を示し、温かく見守りつつ時には手を差し伸べられるような地域づくりを進め、地域一体となって子育てを応援する環境をつくります。

これらの実現を通して、

みんなで支えあい、子ども・若者たちが

心から「生まれてきて良かった」と実感できる社会

を目指します。



〈参考〉

子どもの意見「どんな社会になるとよいか」

～子どもまんなかワークショップより～

- ・子どもも大人も関係なく平等で互いの意見が尊重される社会
- ・「居心地がよくこの世界にうまれて良かった」誰もがそう思える社会
- ・全ての人が笑顔で幸せ(幸せのかたちは問わない)

3-2 計画の基本目標

基本目標1 こどもの権利を守る

すべてのこどもが個人として尊重され、また、権利の主体であることを自覚できるよう、広く「こどもの権利」について周知・啓発を行います。

さらに、こどもの意見を尊重したまちづくりに取り組むため、意見を表明しやすい環境を整備するなど、こどもの声を聴く機会の拡充取り組みます。また、権利が守られない環境に置かれたこどもを早期に発見し、必要とする支援につなげられる体制を整えます。

<p>取り組み (現時点の想定)</p>	<p>○こどもの権利の周知・啓発の実施 ○こどもの意見表明・社会参加機会の確保 ○権利侵害の防止、相談、救済体制の充実</p>
<p>こどもの意見</p>	<p>◇ アンケートを定期的に行って、親などとあまり上手くいってない子たちに応援してあげてほしいです。(小学生高学年アンケートより) ◇ アメリカのタウンミーティングの様な制度を可能な限り導入してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより) ◇ “こどもの最善の利益”を優先した社会！(こどもまんなかワークショップより)</p>

基本目標2 こどもの育ちを支える

すべてのこどもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、学び、遊びやささまざまな体験活動の機会に恵まれ、自分の可能性を広げられる若者・大人へと成長できる環境を整備します。

また、こどもが健やかに育つためには、保護者の妊娠前からの切れ目ない支援が重要であり、医療・保健・福祉等の関係する機関が連携し、母子の切れ目ない支援を提供します。

<p>取り組み (現時点の想定)</p>	<p>○こどもと親の健康づくり ○就学前の教育・保育事業の質の向上 ○居場所等の充実 ○学習・体験機会の充実</p>
<p>こどもの意見</p>	<p>◇ 私はスポーツが好きなのでオリンピックやパラリンピック選手に会う機会がほしいです。(小学生高学年アンケートより) ◇ 勉強できる場所を増やしてほしい。(中学生・高校生世代アンケートより) ◇ 自分に合った選択ができる社会。(こどもまんなかワークショップより)</p>

基本目標3 保護者の子育てを支える

子育てをする保護者は、仕事との両立、家計の不安や孤立など、さまざまな悩みがあります。そうした悩みに寄り添うために情報提供や相談体制を拡充するとともに、子育てにかかる負担を軽減するため、福祉サービスや経済的支援の充実を図ります。

<p>取り組み (現時点の想定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭の養育力向上への支援 ○子育て支援サービスの充実 ○相談体制と情報提供の充実 ○子育て家庭への経済的支援
<p>こどもの意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 親へ。いつもありがとうございます。これからも私のことを大切にしてほしいです。(生活実態(小学生)アンケートより) ◇ 親の子育てでお金の負担を減らせるような取り組みをもっとしてほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)

基本目標4 特別な支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

すべての子ども・若者の「最善の利益」と「ウェルビーイング(幸せな状態)」を保障するにあたり、特別なサポートを必要とする子ども・若者とその保護者が、その状況に応じて、切れ目のない適正なサポートを得られる環境づくりを進めます。

<p>取り組み (現時点の想定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や発達に心配のあるこどもの支援 ○虐待の未然防止と対応 ○生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援 ○不登校・いじめ・ひきこもりへの支援 ○外国にルーツを持つ子どもへの支援 ○子ども・若者の社会的自立の支援
<p>こどもの意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 区内の親が不登校に理解があるようにしてほしい。自分以外に苦しんでる人がいる。(中学生・高校生世代アンケートより) ◇ こどもも大人も障害者も誰でも平等に生きられる社会。(こどもまんなかワークショップより) ◇ 高校生でも江東区に役立てることがあれば、発信してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)

基本目標5 社会全体で子育てを支える

「子育て」は、「未来を担う人材を育てること」である、すべての人にかかわる行為です。そのため、こどもを社会全体で育むという考え方のもと、地域の団体、事業所や企業等の協力を得ながら、こどもが地域の人たちと交流しながら成長できる環境づくりを進めます。

また、専門的な見地から質の高いサポートを提供することができるよう、子育て支援に携わる人材の確保や質の向上、また、それらの人材を含めた地域のサポート体制のネットワーク化の推進を進めます。

<p>取り組み (現時点の想定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみの子育て支援の環境づくり ○こどもの安全・安心確保 ○関係機関のネットワーク化の推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進啓発
<p>こどもの意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 江東区を暮らしやすい町にするためには、私たち区民の社会参画が必要だと感じました。(生活実態(中学生)アンケートより) ◇ 助け合いの精神が高い人が多い世界。(こどもまんなかワークショップより)

3-3 計画の指標

計画の進捗を確認する指標を設定する。

第4章 施策の展開

3章で定めた基本目標ごとに施策展開する。

(施策体系図を挿入予定)

取組
方針

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.

■主な事業

-
-
-

第5章 教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

5-1 圏域の設定

現行計画同様に、以下の通り設定する。

- 1号認定（幼稚園利用）、地域子ども・子育て支援事業
⇒区全体を一圏域
- 2・3号認定（保育所利用）
⇒3区域（城東・深川・臨海）

5-2 年少人口の予測

計画期間中の年少人口の見込みを掲載。長期計画の推計を用いる。

5-3 教育・保育事業の見込み・確保方策

1～3号認定の需給を見込む。

5-4 地域こども・子育て支援事業の見込み・確保方策

既存の 13 事業に加え、児童福祉法改正に伴う新規位置づけの事業についても見込みを立てる予定。

■既存 13 事業

- ①時間外保育事業（延長保育事業）
- ②放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④一時預かり事業及び預かり保育事業
- ⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑥病児・病後児保育事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧利用者支援事業
- ⑨乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

■新規予定事業（今後変更の可能性あり）

- こども誰でも通園制度
- 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）
- 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
- 地域子育て相談機関 ※利用者支援事業の一部
- 妊婦等包括相談支援事業 ※利用者支援事業の一部

5-5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の提供体制確保策を掲載する。

第6章 計画の推進体制

6-1 計画の推進体制

庁内外の推進体制を記載する。

6-2 進捗管理

P D C Aサイクルで進捗管理を行う旨を記載する。

資料編

策定経過、開催会議体の名簿、会議体の設置要綱等、用語解説 など